

令和2年度

米沢市下水道

米沢市上下水道部

目 次

1. 米 沢 市 の 概 要	1
2. 下 水 道 事 業 の 沿 革	2
(1) 下水道事業の沿革	2
(2) 法手続の経緯	5
3. 計 画 の 概 要	8
(1) 公共下水道事業整備計画	8
(2) 管渠施設及び処理施設等	10
(3) 農業集落排水事業整備計画	12
米沢市生活排水計画図	13
4. 下 水 道 の 整 備 状 況	14
(1) 管渠整備延長（米沢処理区・汚水）	14
(2) 事業別整備延長（米沢処理区・汚水）	16
(3) 雨水管渠整備延長（米沢処理区・汚水）	17
(4) 主要処理施設・機器設備	18
(5) 下水道事業費内訳	19
(6) 私道枝線対策	25
5. 普 及 状 況 と 支 援 策	26
(1) 公共下水道の面整備状況	26
(2) 排水設備確認申請の推移	27
(3) 融資あっせんと利子補給制度	27
(4) 普及促進補助金	29
(5) 「広報よねざわ」「上下水道だより」によるPR	30
6. 水 質 規 制	31
(1) 特定事業場	31
(2) 除害施設の設置が義務付けられる事業場	33
(3) 監視と管理	33
7. 下 水 道 事 業 の 推 移	35
(1) 業務量の推移	35
(2) 供給単価及び汚水処理単価	41
8. 使 用 料 ・ 受 益 者 負 担 金	42
(1) 下水道使用料・農業集落排水使用料	42
(2) 受益者負担金及び分担金	43
(3) 分担金	44
9. 財 務 状 況	45
(1) 令和元年度事業概況	45
(2) 予算決算対照表	46
(3) 損益及び資本的収支比較	47
(4) 費用構成	52
(5) 貸借対照表	53
(6) 経営分析表	54
10. 浄化槽設置整備事業の沿革	55
11. 上下水道部組織と各係の業務内容	56
(1) 組織図、職員配置状況及び各係の業務内容	56

1.米沢市の概要

本市は山形県の最南端に位置し、北は高島町と川西町に、西は飯豊町に、東と南は福島県に接しており、奥羽山脈、国立公園の吾妻、飯豊の美しい山なみに抱かれた地勢である。そして、山形県の母なる川「最上川」の源流である松川をはじめとする河川と、小野川などの特色ある温泉が散在し、豊かな自然環境の中に存している。

また、本市は伊達政宗生誕の地、さらに上杉の城下町として観光資源の豊富な史跡を有している。文治5年（1189）、長井庄の地頭大江時広が米沢に城を築いたといわれ、約190年統治した。その後伊達氏約210年、蒲生氏約10年、上杉氏約270年の統治であった。明治2年7月米沢県、同11月置賜県、明治9年山形県に合併している。

明治22年4月1日に市制を施行、当時の市域は18.48平方km、人口30,234人で、200余年の伝統を持つ米沢織の産業都市として発展してきた。昭和28年から30年までに周辺10ヵ村を合併し、その結果市域も東西32.1km、南北28.2km、総面積548.51平方kmとなり、平成21年度に市制施行120周年を迎え現在に至っている。

人口は、国勢調査において昭和35年の人口をピークに昭和50年までは減少傾向にあったが、昭和50年から平成7年までは一貫して増加してきた。しかし、平成12年には再び減少に転じ、平成27年の国勢調査人口は86,010人となり、平成22年と比較して約3,400人減少した。

本市の産業は、以前は農業と米沢織物が中心であったが、昭和30年代から行った企業誘致等により電気機械製造業が隆盛となった。昭和53年には、わが国最初の中核工業団地である「米沢八幡原中核工業団地」、平成12年からは「米沢オフィス・アルカディア団地」の分譲を開始し、繊維産業から情報通信関連を中心とする精密加工産業に転換してきた。この結果現在では、製造品出荷額等が平成2年以降県内1位であり、東北有数の工業都市となっている。研究開発機能の集積を図るとともに、山形大学工学部で開発が進む有機エレクトロニクス分野や先端技術研究を活かした産学官連携による新産業創出にも取り組んでいる。

また本市には、山形大学工学部、山形県立米沢女子短期大学、そして平成26年に開学した山形県立米沢栄養大学の3つの高等教育機関があり、これらの機能を活用した学園都市づくりを行っている。

交通面では、平成29年11月に東北中央自動車道（福島大笹生IC～米沢北IC間）が開通、福島市から米沢市間が約20分短縮されるとともに、平成9年に供用開始している一般有料道路米沢南陽道路8.8kmと接続され、この区間も東北中央自動車道に名称変更された。

2.下水道事業の沿革

(1) 下水道事業の沿革

(1) - 1 公共下水道事業

本市の下水道事業は、第四次米沢市建設振興計画の中で緊急課題として取り上げられ、昭和 45 年から 48 年までの 4 ヶ年にわたり、用途区域を対象に計画面積 1,779ha、計画人口 82,000 人の「基本計画」を策定した。引き続き昭和 48 年から 49 年にかけて、整備優先度の高い中部地区を対象に計画面積 604ha、計画人口 36,000 人の「事業計画」を策定し、公共下水道事業計画の認可を昭和 50 年 1 月 20 日に受け、10 ヶ年の継続事業として着手したのが始まりである。

さらに、米沢市八幡原中核工業団地及び米沢市桑山住宅団地の下水道整備については、団地関連公共施設の一つとして特定公共下水道事業で実施することとし、昭和 50 年に計画面積 683ha、計画人口 7,700 人の「基本計画」及び「事業計画」を策定した。昭和 51 年 2 月 27 日には、公共下水道事業に特定公共下水道事業を追加する公共下水道事業計画の変更認可を受け、特定公共下水道事業にも着手した。

昭和 61 年 3 月 17 日に八幡原処理系統が、昭和 63 年 10 月 1 日に米沢処理系統が供用を開始し、その後、西部地区、北部地区の一部へと計画区域を拡大した。さらに平成 10 年 12 月には米沢駅を中心とする東部第 1 期地区、平成 17 年 3 月には通町及び東大通方面を東部第 2 期地区として、区域拡大による事業計画の変更認可を受け整備を進めた。

平成 22 年度には「米沢市の全体計画」について見直しを行い、今後の人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、計画区域を既成市街地の東部、中部、西部、北部、八幡原地区と、その周辺集落を合わせた 2334ha に縮小した。また、平成 27 年度には「米沢市生活排水処理基本計画」の見直しを行い、平成 28 年度に「米沢市の全体計画」を 2321.8ha とした。(別紙「米沢市生活排水計画図」参照)

全体計画のうち、既成市街地及び周辺集落を含めた 2,248.2ha の事業計画を平成 29 年度に策定し、整備を進めている。

また、米沢浄水管理センターおよび上新田中継ポンプ場においては、施設の改築工事を、平成 18 年度より実施しており、平成 24 年度から平成 28 年度までは、米沢浄水管理センター長寿命化計画に基づき、計画的に処理施設の改築工事を実施した。平成 29 年度からは、平成 28 年度に策定した「米沢市ストックマネジメント計画」に基づき、米沢浄水管理センター及び上新田中継ポンプ場の改築工事を実施している。

下水道事業費特別会計及び農業集落排水事業費特別会計について、平成 31 年 4 月から地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行した。

〔沿革〕

- 昭和 45 年度 公共下水道基本計画立案に着手（昭和 48 年度完了）
- 昭和 48 年度 公共下水道事業計画立案に着手（昭和 49 年度完了）
- 昭和 49 年度 公共下水道事業計画の認可
公共下水道米沢浄水管理センター用地取得に着手（昭和 55 年度完了）
- 昭和 50 年度 特定公共下水道基本計画及び事業計画策定
特定公共下水道を追加する事業計画の変更認可
特定公共下水道米沢浄水管理センター用地取得に着手（昭和 51 年度完了）
- 昭和 51 年度 特定公共下水道污水管布設工事に着手
- 昭和 54 年度 米沢市八幡原中核工業団地污水暫定放流開始
- 昭和 56 年度 公共下水道中部地区污水管布設工事に着手
最上川水管橋建設工事に着手（県企業局との合併施工、昭和 57 年度完了）
- 昭和 57 年度 処理施設の配置等を変更する事業計画の変更認可
米沢浄水管理センター建設工事（第Ⅰ期）に着手（昭和 61 年度完了）
- 昭和 58 年度 上新田中継ポンプ場用地取得
- 昭和 59 年度 予定処理区域〔八幡原地区〕を縮小する事業計画の変更認可
上新田中継ポンプ場建設工事（第Ⅰ期）に着手（昭和 60 年度完了）
米沢浄水管理センター排水樋門新設工事を建設省に委託
- 昭和 60 年度 特定公共下水道供用及び処理開始（61 年 3/17）
- 昭和 61 年度 米沢浄水管理センター建設工事（第Ⅱ期）に着手（平成元年度完了）
特定公共下水道協議会発足（6/5）
- 昭和 62 年度 予定処理区域〔八幡原地区縮小、北部地区拡大〕を縮小する事業計画の変更認可
- 昭和 63 年度 公共下水道供用及び処理開始〔中部地区〕（63 年 10/1）
公共下水道北部地区污水管布設工事に着手
- 平成 2 年度 予定処理区域〔西部地区等〕を拡大する事業計画の変更認可
公共下水道西部・八幡原地区污水管布設工事に着手
- 平成 3 年度 公共下水道供用及び処理開始〔西部地区〕（4 年 3/31）
- 平成 4 年度 特定公共下水道を公共下水道に認可替えする（8/20）
特定公共下水道協議会を八幡原下水道協議会に名称変更（9/22）
- 平成 6 年度 予定処理区域〔西部地区・塩井地区〕を拡大する事業計画の変更認可
- 平成 8 年度 予定処理区域〔八幡原地区 44ha〕を拡大する事業計画の変更認可（10/30）
- 平成 10 年度 予定処理区域〔東部地区 298ha〕を拡大する事業計画の変更認可（12/4）
- 平成 12 年度 東部地区幹線管渠及び中田町中継ポンプ場建設工事に着手
- 平成 14 年度 中田町中継ポンプ場完成、東部地区供用開始（15 年 3/31）
- 平成 16 年度 予定処理区域〔東部第 2 期地区等 190.3ha〕の拡大並びに米沢系水処理施設規模を変更する事業計画の変更認可（17 年 3/11）
米沢浄水管理センターおよび上新田中継ポンプ場改築事業（改築診断）に着手
- 平成 18 年度 公共下水道東部第 2 期地区污水管布設工事に着手
東部第 2 期地区供用開始（19 年 3/31）
米沢浄水管理センター改築工事に着手
汚泥濃縮方式及び消化タンク・脱水機・ガスホルダーの規模を変更する事業計画の変更認可（19 年 3/19）

平成 19 年度	上新田中継ポンプ場改築工事に着手 汚泥ホッパ棟増設工事に着手
平成 20 年度	汚泥濃縮棟、水処理施設、沈砂池設備増設工事に着手
平成 21 年度	米沢浄水管理センター及び上新田中継ポンプ場の長寿命化計画策定に着手
平成 22 年度	予定処理区域〔窪田地区（主に中田町）及び用途区域界に隣接する区域〔246.3ha〕を拡大する事業計画の変更認可（23 年 3/29）
平成 23 年度	消化汚泥の加温方式変更に伴い、米沢浄水管理センターの主要な処理施設に汚泥加温棟を追加する変更認可（24 年 3/23）
平成 24 年度	米沢浄水管理センター改築工事（長寿命化計画）に着手 生活排水事業の一元化に伴い、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業が下水道課に移管となる
平成 25 年度	北部第一幹線のルート・延長を変更する事業計画の変更協議（26 年 3/26）
平成 28 年度	下水道課が建設部から水道部に移管、上下水道部となる（28 年 4/1） 計画期間を平成 29 年から平成 32 年度（4 箇年）とする米沢市下水道ストックマネジメント計画を策定。
平成 29 年度	沈砂池ポンプ棟改築及び耐震化工事に着手 事業期間を平成 36 年度まで延伸する事業計画の変更協議（30 年 3/13）
平成 30 年度	受変電施設、自家発電施設改築工事に着手
令和元年度	平成 31 年 4 月から地方公営企業法適用

（１）－２ 農業集落排水事業

本市の農業集落排水事業は、農業用排水の水質保全に寄与するため、平成 8 年度に事業に着手し、平成 12 年 4 月に供用を開始した。供用開始から 20 年が経過し老朽化が進んでいることから、平成 29 年度に改築に向けた調査を行い、平成 30 年度に改築計画を策定した。

〔沿革〕

平成 7 年度	農業集落排水事業計画に着手（21 処理区）
平成 8 年度	成島地区農業集落排水事業の採択（A=33ha） 成島地区農業集落排水污水管布設工事に着手（平成 11 年度完了）
平成 9 年度	成島地区農業集落排水処理施設の用地取得に着手（平成 9 年度完了）
平成 10 年度	成島地区農業集落排水処理施設建設工事に着手（平成 11 年度完了）
平成 12 年度	成島地区農業集落排水 供用及び処理開始
平成 13 年度	県全域生活排水処理施設整備基本構想に伴う農業集落排水事業計画の見直し（21 処理区 → 3 処理区）
平成 22 年度	県全域生活排水処理施設整備基本構想に伴う農業集落排水事業計画の見直し（下小菅・浅川地区を浄化槽処理区域へ変更）
平成 24 年度	成島地区農業集落排水事業を下水道課に移管
平成 29 年度	成島地区農業集落排水処理施設の調査診断を実施
平成 30 年度	成島地区農業集落排水処理施設改築計画を策定
令和元年度	平成 31 年 4 月から地方公営企業法適用

(2) 法手続の経緯

①公共下水道

米沢都市計画下水道の決定(変更)

告示番号 告示年月日	変更理由	排水(処理)区域面積(ha)		計画人口 (人)
		污水計画	雨水計画	
米沢市告示 第45号 S49.11.8	地域住民の生活環境の改善、福祉の向上及び公共用水域の水質汚濁防止を目的として米沢都市計画下水道の決定を行う。	米沢処理区 1,779	1,779	82,000
米沢市告示 第38号 S50.10.22	八幡原中核工業団地造成計画に先駆け、特定公共下水道とする区域を追加変更する。	米沢処理区 2,642	2,642	89,700
米沢市告示 第47号 S53.10.5	八幡原中核工業団地造成計画等の変更に伴う、下水道計画の見直し変更を行う。	米沢処理区 2,119	2,642	89,700
米沢市告示 第49号 S53.10.5	八幡原中核工業団地造成計画等の変更に伴う、下水道計画の見直し変更を行う。	米沢処理区 2,119	2,642	89,700
米沢市告示 第27号 S63.3.1	上位計画である、山形県最上川流域別下水道整備総合計画見直しと土地利用の変更に伴い、下水道計画の変更を行う。	米沢処理区 1,779	2,642	72,000
		八幡原処理区 340		6,700
米沢市告示 第53号 H2.3.8	効率的な下水道計画を立案するため、周辺集落の一部を追加すると共に、幹線管渠の見直し変更を行う。	米沢処理区 1,832	2,642	71,000
		八幡原処理区 355		7,100
米沢市告示 第100号 H8.4.23	産業拠点都市(オフィスアルカディア)計画に伴い、下水道区域として追加し、幹線管渠表示簡素化による幹線の廃止を行う。また、米沢処理区として一本化する。	米沢処理区 2,221	2,496	71,000
米沢市告示 第9号 H10.1.23	東部地区の基本計画を見直し、東部幹線ルートの変更及び東部中継ポンプ場の位置を変更し、中田町中継ポンプ場とすると共に、幹線管渠の廃止を行う。	米沢処理区 2,221	2,496	70,000
米沢市告示 第156号 H12.6.20	中田町中継ポンプ場の位置を河川区域から区域外に変更し、水害発生時のリスク回避を図る。また、近年の技術革新の導入により施設のコンパクト化を図り、ポンプ場施設の機能保全と敷地の有効利用を図る。	米沢処理区 2,221	2,496	70,000

認可番号 認可年月日	変更理由	排水(処理)区域面積(ha)		計画人口 (人)
		汚水計画	雨水計画	
建設省形都 下事発 第9号 S50.1.20 山形県 指令計 第11340号 S50.2.5	近年の産業、経済の飛躍的な発展による公共用水域の水質汚濁を防止するため、米沢市公共下水道計画を策定し、事業計画認可を取得する。	米沢処理区 603.5	603.5	36,000
建設省形都 下公発 第1号 S51.2.27 山形県指令 計第11518号 S51.3.3	八幡原中核工業団地造成計画に伴い、特定公共下水道計画を立案し、公共下水道事業及び特定公共下水道事業の両計画により下水道整備を図るため、事業計画の変更を行う。	米沢処理区 1,286.5	1,286.5	43,700
建設省形都 下公発 第6号 S57.9.22 山形県指令 計第4296号 S57.10.1	特定公共下水道計画との効果的な事業推進を図るため、事業計画(終末処理施設の配置及び下水の処理能力)の変更を行う。	米沢処理区 1,286.5	1,286.5	43,700
建設省形都 下公発 第4号 S59.7.17 山形県指令 下水 第2691号 S59.8.17	より一層の効果的な事業の推進を図るため、事業計画(予定処理区域、放流吐き口の配置、主要な管渠の配置、能力、ポンプ施設)の変更を行う。	米沢処理区 943.5	1,286.5	43,700
建設省形都 下公発 第3号 S63.3.25 山形県指令 下水第33号 S63.5.31	特定公共下水道計画区域の一部を公共下水道計画区域へ見直しする。北部地区の区域35haを追加する。上位計画である最上川流域別下水道整備総合計画の見直しに併せて、本市の下水道計画を見直し変更を行う。	米沢処理区 639 八幡原処理区 271 計 910	1,247	30,000 3,300 33,300
建設省形都 下公発 第14号 H2.9.11 山形県指令 下水第64号 H2.8.31	下水道計画の効果をより一層促進するため、周辺集落の一部を下水道整備区域として追加拡大を行う。西部地区の一部を区域拡大する。これらに伴い、終末処理施設の増設を図る。	米沢処理区 986.5 八幡原処理区 288.5 計 1,275	1,247	44,000 3,600 47,600
建設省形都 下公発 第1号 H4.8.20 山形県指令 下水第96号 H4.8.21	円滑な下水道事業推進を図るため、特定公共下水道を公共下水道に認可替えを行う。終末処理施設の能力を見直し、施設計画の変更を行う。	米沢処理区 1,275	1,247	47,600
建設省形都 下公発 第2号 H6.10.27 山形県指令 下水 第130号 H6.11.29	西部地区の舘山・塩井・愛宕地区を下水道事業区域に追加変更する。また、これに伴う事業期間の延伸を行う。	米沢処理区 1,463	1,247	56,000

下水道事業計画の(変更)認可、協議(2/2)

上段…下水道法認可 下段…都市計画法認可

認可番号	変更理由	排水(処理)区域面積(ha)		計画人口(人)
		汚水計画	雨水計画	
建設省形都下公発第10号 H8.10.30 山形県指令下水第4号 H9.1.24	下水道全体計画の見直しを行い、全体事業目標年次を平成27年度とする。 オフィシャルカディア事業計画に伴い、事業区域の44ha区域拡大を行う。	米沢処理区 1,507	1,247	50,090
建設省形都下公発第10号 H10.12.4 山形県指令下水第40号 H11.2.9	上位計画見直し作業に整合見直しする。下水道整備による整備率が概ね76%に達することから、東部地区の一部約298haの区域を事業区域として追加変更する。東部汚水幹線の廃止及び変更並びに追加等の変更を行う。	米沢処理区 1,805	1,247	48,400
山形県指令下水第7号 H12.6.29 山形県指令下水第8号 H12.7.25	汚水計画における中田町中継ポンプ場の位置及び東部汚水幹線ルートを変更する。 雨水計画における中部雨水幹線ルートの一部変更する。	米沢処理区 1,805	1,247	57,000
山形県指令都計第29号 H17.3.11 山形県指令都計第28号 H17.3.11	下水道の整備率が、概ね82%に達することから、東部地区の南側区域(国道121号南側)約190haを事業区域に追加する。 原単位等の見直しにより、米沢系水処理施設規模を6池に変更する。	米沢処理区 1,995	1,247	56,100
山形県指令都計第30号 H19.3.19	汚泥処理の方法を総合的に見直し、機械濃縮設備を追加する。	米沢処理区 1,995	1,247	56,100
山形県指令下水第26号 H23.3.29 山形県指令下水第35号 H23.3.29	下水道の整備率が、概ね84%に達することから、用途区域内の北部地区及び用途地域に隣接する周辺計画区域の約247haを事業区域に追加する。 木和田中継ポンプ場は、技術向上によりマンホールポンプで対応することとし、ポンプ施設調書(第5表)から削除する。	米沢処理区 2,242	1,247	60,000
山形県指令下水第16号 H24.3.23	消化汚泥の加温方式の変更に伴い、米沢浄水管理センターの主要な処理施設に汚泥加温棟を追加する。	米沢処理区 2,242	1,247	60,000
山形県下水第380号 H26.3.26	北部第一幹線のルート・延長を変更する。	米沢処理区 2,242	1,247	60,000
下水第333号 H30.3.13 指令下水第6号 H30.3.23	工事完成予定年月日を平成29年度から平成36年度まで7年延伸を行うとともに、整備済区域6.6haを追加する。	米沢処理区 2,248	1,247	56,000

②農業集落排水

認可番号	変更理由	排水(処理)区域面積(ha)		計画人口(人)
		汚水計画	雨水計画	
農計第819号 H8.5.10	地域住民の生活環境の改善及び河川・農業用水路の水質汚濁防止を目的として、事業採択の承認を受ける。	33		1,030

3.計画の概要

(1)公共下水道事業整備計画

①全体計画

平成28年度策定の令和32年を目標年度とした
全体計画は、次表のとおりである。

項目		区分		全体計画									
計画目標年次		令和32年											
排除人口(人)		46,880											
排除方式		分流式											
処理区域		米沢処理系統		八幡原処理系統		計							
下水道計画区域(ha)		1,905.9		415.9		2,321.8							
用途地域(ha)		1,779.0		374.0		2,153.0							
計画処理人口 (人)	用途地域	41,000		2,250		43,250							
	周辺地域	3,260		370		3,630							
	計	44,260		2,620		46,880							
	日帰り観光人口	16,400				16,400							
	合計	60,660		2,620		63,280							
項目		区分		日平均		日最大		時間最大					
				米沢	八幡原	米沢	八幡原	米沢	八幡原				
汚水量原単位 (ℓ/人・日)	用途地域	290		290		410		410		650		650	
	周辺地域	290		290		410		410		650		650	
	日帰り観光人口	35		—		35		—		70		—	
地下水量原単位 (ℓ/人・日)	用途地域	—		—		40		—		—		—	
	周辺地域	—		—		40		—		—		—	
	その他	—		—		—		工場排水×10%		—		—	
計画汚水量 (m ³ /日)	用途地域	12,810		760		18,160		1,070		28,760		1,700	
	周辺地域	580		—		580		—		1,145		—	
	日帰り観光人口	7,663		9,277		7,663		9,277		15,326		9,626	
	工場	1,740		990		1,740		990		1,740		990	
	地下水	370		300		370		430		370		650	
	特殊汚水	23,163		11,327		28,513		11,767		47,341		12,966	
	合計	34,490		40,280		60,307							

②事業計画

下水道法・都市計画法に基づき策定した事業計画は、次表のとおりである。

項目		区分		事業計画(平成29年度)									
				自 昭和50年 1月20日 至 令和 7年 3月31日									
計画目標年次		56,000											
計画人口(人)		56,000											
排除方式		分流式											
処理区域		米沢処理系統		八幡原処理系統		計							
下水道計画区域(ha)		1,896.64		351.57		2,248.21							
用途地域(ha)		1,779.00		311.40		2,090.40							
計画処理人口 (人)	用途地域	50,110		1,760		51,870							
	周辺地域	3,690		440		4,130							
	計	53,800		2,200		56,000							
	従業員					0							
	日帰り観光人口	16,400				16,400							
	合計	70,200		2,200		72,400							
項目		区分		日 平 均		日 最 大		時 間 最 大					
				米 沢	八 幡 原	米 沢	八 幡 原	米 沢	八 幡 原				
汚水量原単位 (ℓ/人・日)	用途地域	290		290		410		410		650		650	
	周辺地域	—		—		—		—		—		—	
	従業員	—		—		—		—		—		—	
	日帰り観光人口	35		—		35		—		70		—	
地下水量原単位 (ℓ/人・日)	用途地域	—		—		40		—		—		—	
	周辺地域	—		—		40		—		—		—	
	その他	—		—		—		工場排水×10%		—		—	
計画汚水量 (m ³ /日)	用途地域	15,602		638		22,058		902		34,970		1,430	
	周辺地域	—		—		—		—		—		—	
	従業員	—		—		—		—		—		—	
	日帰り観光人口	574		—		574		—		1,148		—	
	工場	7,663		8,965		7,663		8,965		15,326		9,002	
	地下水	2,152		981		2,152		981		2,152		981	
	特殊汚水	370		300		370		430		370		650	
	合計	26,361		10,884		32,817		11,278		53,966		12,063	
		37,245				44,095				66,029			
流入水質		米沢処理系統				八幡原処理系統							
(mg/ℓ)		B O D				240				100			
		S S				230				120			

(2) 管渠施設及び処理施設等

①管渠施設(主要な管渠)

管 渠 調 書 (汚 水)			
処理区の名称	内のり寸法	延 長	摘 要
	(単位:ミリメートル)	(単位:メートル)	
米沢処理区	150~1500	55,270	

②汚水地区別計画

		計 画 面 積 (ha)	計 画 人 口 (人)	日最大計画汚水量 (m ³ /日)	排除方式
米 沢 処 理 系	東部地区	552.64	13,600	11,969	分 流 式
	中部地区	620.20	19,370	9,115	
	西部地区	568.90	16,650	8,031	
	北部地区	154.90	4,180	3,702	
小計		1,896.64	53,800	32,817	
八幡原地区		351.57	2,200	11,278	
合計		2,248.21	56,000	44,095	

③ポンプ施設

ポンプ施設調書 米沢処理区						
ポンプ施設の名 称	処理区の名 称	ポンプ施設の位 置	敷地面積 (単位:アール)			摘 要
					雨天時最大	
上新田中継 ポンプ場 (汚水)	米 沢 処 理 区	大字上新田字 檜 台	17		—	
中田町中継 ポンプ場 (汚水)	米 沢 処 理 区	中 田 町 字 若 宮	7		—	

④処理施設

処 理 施 設 調 書 米 沢 処 理 区 (米沢処理系統)							
処理施設 の 名 称	位 置	敷地 面積 (単位: ヘクタール)	処 理 方 法	処 理 能 力			摘 要
				晴天日平均 (単位:立方 メートル)	雨天日平均 (単位:立方 メートル)	計 画 処 理 人 口 (単位:人)	
米沢浄水 管理 センター	米沢市 中田町字台	13.2	標準 活性 汚泥法	33,700	—	53,800	計画下水量(日最大) 32,900m ³ /日 全体計画処理能力(日最大) 29,000m ³ /日 流入水質 BOD 270mg/ℓ S S 260mg/ℓ 処理水質 BOD 15mg/ℓ S S 20mg/ℓ

処 理 施 設 調 書 米 沢 処 理 区 (八幡原処理系統)							
処理施設 の 名 称	位 置	敷地 面積 (単位: ヘクタール)	処 理 方 法	処 理 能 力			摘 要
				晴天日平均 (単位:立方 メートル)	雨天日平均 (単位:立方 メートル)	計 画 処 理 人 口 (単位:人)	
米沢浄水 管理 センター	米沢市 中田町字台	13.2	標準 活性 汚泥法	12,000	—	2,200	計画下水量(日最大) 11,300m ³ /日 全体計画処理能力(日最大) 12,000m ³ /日 流入水質 BOD 130mg/ℓ S S 150mg/ℓ 処理水質 BOD 15mg/ℓ S S 20mg/ℓ

(3) 農業集落排水事業整備計画

項目	区分	事業計画(平成7年度)
事業採択		平成8年 5月10日
目標年次		平成11年度
計画人口(人)		1,030
排除方式		分流式
処理区域		広幡町成島地区
計画区域(ha)		32.97

米沢市生活排水計画図



農業集落排水〔成島地区〕

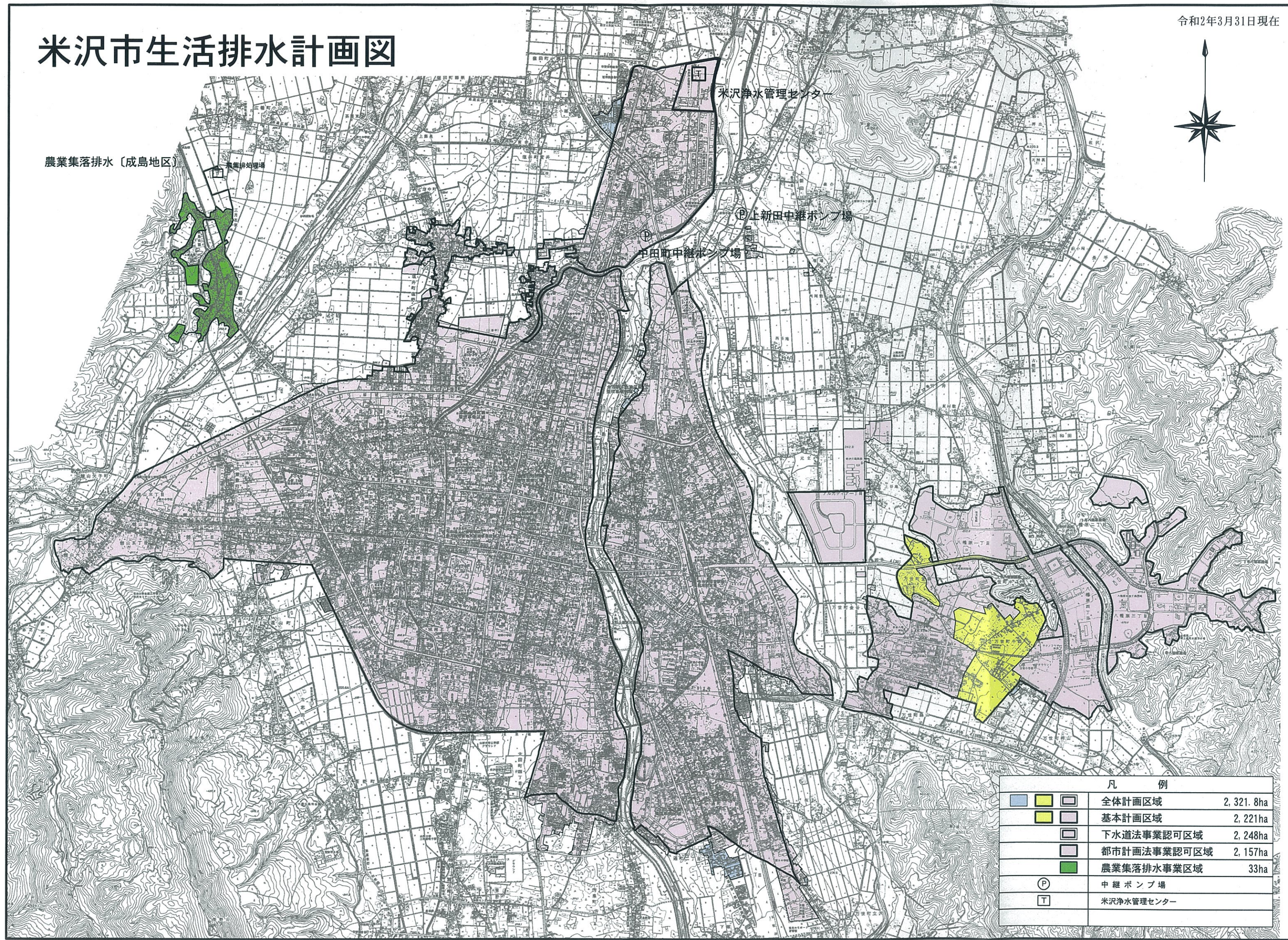
農業排水処理場

米沢浄水管理センター

上新田中継ポンプ場

中田町中継ポンプ場

凡 例		
	全体計画区域	2,321.8ha
	基本計画区域	2,221ha
	下水道法事業認可区域	2,248ha
	都市計画法事業認可区域	2,157ha
	農業集落排水事業区域	33ha
	中継ポンプ場	
	米沢浄水管理センター	



4. 下水道の整備状況

(1) 管渠整備延長(米沢処理区・汚水)

① 幹線別整備延長

幹線名	年度	第四次5計	第五次5計	第六次5計	第七次5計	第八次7計	第九次5計	第十次5計	H25～H30	R1	合計
		S51～S55	S56～S60	S61～H 2	H 3～H 7	H 8～H14	H15～H19	H20～H24			
米 沢 処 理 系 統	中部第1汚水幹線		1,845.67	4,184.91							6,030.58
	中部第2汚水幹線			620.90							620.90
	中部第3汚水幹線			485.75		416.66					902.41
	中部第4汚水幹線			162.05							162.05
	中部第5汚水幹線		3,025.79	1,428.55							4,454.34
	中部第6汚水幹線			1,141.71							1,141.71
	中部第7汚水幹線		135.99	147.04							283.03
	中部第8汚水幹線			307.00							307.00
	中部第9汚水幹線		1,348.90								1,348.90
	西部第1汚水幹線			1,273.80	5,261.57	70.63					6,606.00
	西部第2汚水幹線						1,116.99				1,116.99
	西部第4汚水幹線					196.44					196.44
	西部第5汚水幹線			825.00	1,915.06						2,740.06
	西部第6汚水幹線					474.87					474.87
	東部第1汚水幹線					4,120.81	2,379.32	95.55			6,595.68
	東部第2汚水幹線						28.51	459.30			487.81
	東部第3汚水幹線					1,319.01	899.24	1,748.01			3,966.26
	東部第4汚水幹線						225.90				225.90
	東部第5汚水幹線						1,399.76	261.13			1,660.89
	北部第1汚水幹線								638.40		638.40
小計			6,356.35	10,576.71	7,373.07	7,518.97	4,932.73	2,563.99	638.40		39,960.22
八 幡 原 処 理 系 統	八幡原中央幹線	8,623.11	607.15								9,230.26
	八幡原第1幹線	602.85									602.85
	八幡原第2幹線	628.00									628.00
	八幡原第3幹線	625.75									625.75
	八幡原第4幹線	1,326.00									1,326.00
	八幡原第4-1幹線						98.00				98.00
	八幡原第5幹線			31.00	1,430.58						1,461.58
	小計	11,805.71	607.15	31.00	1,430.58		98.00				13,972.44
合計	11,805.71	6,963.50	10,607.71	8,803.65	7,518.97	5,030.73	2,563.99	638.40	0.00		53,932.66

②枝線整備延長

年度 処理系統	第四次5計	第五次5計	第六次5計	第七次5計	第八次7計	第九次5計	第十次5計	H25～ H30	R1	合計
	S51～S55	S56～S60	S61～H 2	H 3～H 7	H 8～H14	H15～H19	H20～H24			
米沢処理系統		19,968.60	43,919.65	29,051.02	52,957.04	30,118.42	21,681.30	7,522.67	660.51	205,879.21
八幡原処理系統	1,034.05	490.50	477.90	8,003.70	5,173.20	85.10	△ 29.80	34.34	0.00	15,268.99
開発行為関連			996.79	5,495.87	8,464.35	4,067.41	1,320.29	1,561.97	149.86	22,056.54
合計	1,034.05	20,459.10	45,394.34	42,550.59	66,594.59	34,270.93	22,971.79	9,118.98	810.37	243,204.74

③サービス管整備延長

年度 処理系統	第四次5計	第五次5計	第六次5計	第七次5計	第八次7計	第九次5計	第十次5計	H25～ H30	R1	合計
	S51～S55	S56～S60	S61～H 2	H 3～H 7	H 8～H14	H15～H19	H20～H24			
サービス管				1,614.47	1,365.66	423.05	19.67			3,422.85

④幹線+枝線+サービス管累計

年度 内 訳	第四次5計	第五次5計	第六次5計	第七次5計	第八次7計	第九次5計	第十次5計	H25～ H30	R1	合計
	S51～S55	S56～S60	S61～H 2	H 3～H 7	H 8～H14	H15～H19	H20～H24			
幹線整備延長	11,805.71	6,963.50	10,607.71	8,803.65	7,518.97	5,030.73	2,563.99	638.40		53,932.66
枝線整備延長	1,034.05	20,459.10	45,394.34	42,550.59	66,594.59	34,270.93	22,971.79	9,118.98	810.37	243,204.74
サービス管整備延長				1,614.47	1,365.66	423.05	19.67			3,422.85
合計	12,839.76	27,422.60	56,002.05	52,968.71	75,479.22	39,724.71	25,555.45	9,757.38	810.37	300,560.25

(2) 事業別整備延長(米沢処理区・污水)

(単位:m)

内 訳 年 度	幹 線				枝 線				合 計				
	補助事業	単独事業	開発行為 関連	計	補助事業	単独事業	開発行為 関連	計	補助事業	単独事業	開発行為 関連	サービス管	計
第四次 5ヶ年計画 (S51～S55)	11,805.71			11,805.71	420.05	614.00		1,034.05	12,225.76	614.00			12,839.76
第五次 5ヶ年計画 (S56～S60)	6,963.50			6,963.50	999.68	19,459.42		20,459.10	7,963.18	19,459.42			27,422.60
第六次 5ヶ年計画 (S61～H 2)	10,429.67	178.04		10,607.71	10,738.16	33,659.39	996.79	45,394.34	21,167.83	33,837.43	996.79		56,002.05
第七次 5ヶ年計画 (H 3～H 7)	6,538.21	2,265.44		8,803.65	8,605.88	28,448.84	5,495.87	42,550.59	15,144.09	30,714.28	5,495.87	1,614.47	52,968.71
第八次 7ヶ年計画 (H8～H14)	4,328.08	3,190.89		7,518.97	17,183.03	40,947.21	8,464.35	66,594.59	21,511.11	44,138.10	8,464.35	1,365.66	75,479.22
第九次 5ヶ年計画 (H15～H19)	4,932.73		98.00	5,030.73	11,747.00	18,456.52	4,067.41	34,270.93	16,679.73	18,456.52	4,165.41	423.05	39,724.71
第十次 5ヶ年計画 (H20～H24)	2,563.99			2,563.99	16,602.39	5,078.91	1,290.49	22,971.79	19,166.38	5,078.91	1,290.49	19.67	25,555.45
H25～H30	638.40			638.40	4,535.58	2,987.09	1,596.31	9,118.98	5,173.98	2,987.09	1,596.31		9,757.38
R1					449.83	210.68	149.86	810.37	449.83	210.68	149.86		810.37
合 計	48,200.29	5,634.37	98.00	53,932.66	71,281.60	149,862.06	22,061.08	243,204.74	119,481.89	155,496.43	22,159.08	3,422.85	300,560.25

(3) 雨水管渠整備延長(米沢処理区)

幹線別整備延長

(単位:m)

幹線名		年度	幅	延長			
天王川左岸	第一幹線	S51~S57・H15	0.30~3.35	21,103.09			
	第二幹線						
	第三幹線						
	第七幹線						
天王川右岸	第一幹線						
	第二幹線						
	第三幹線						
	第四幹線						
	第五幹線						
	第六幹線						
	第七幹線						
中部第十二雨水幹線(地蔵川)					S26~S31	1.00~2.60	3,017.10
中部第五雨水幹線(鍛冶川)					S36~S43	1.23~3.05	1,618.50
中部第七雨水幹線		H13~H15	1.30~2.20	965.35			
合 計				26,704.04			

(4) 主要処理施設・機器設備

① 米沢浄水管理センター

名 称	米 沢 浄 水 管 理 セ ン タ ー	
	米 沢 処 理 系 統	八 幡 原 処 理 系 統
敷 地 面 積	13.2ha	
供 用 開 始 日	昭和63年10月	昭和61年3月
沈 砂 池	平行流式長方形池 巾2.0m 長8.5m 深0.7m 2池	平行流式長方形池 巾1.5m 長5.0m 深0.3m 2池
最 初 沈 殿 池	平行流式長方形池 巾5.5m 長25.0m 深3.0m 3池 巾6.0m 長16.8m 深3.0m 1池	平行流式長方形池 巾5.5m 長25.0m 深3.0m 2池
エ ア レ ー シ ョ ン タ ン ク	旋回流式押出流長方形池 巾5.5m 長58.5m 深5.0m 4池 巾6.0m 長59.5m 深5.0m 1池	旋回流式押出流長方形池 巾5.5m 長58.5m 深5.0m 3池
最 終 沈 殿 池	平行流式長方形池 巾5.5m 長34.3m 深3.0m 4池 巾6.0m 長42.1m 深3.0m 1池	平行流式長方形池 巾5.5m 長34.3m 深3.0m 3池
接 触 タ ン ク	長方形多列迂回流式 3列1池 巾2.6m 長14.5m 深2.1m 容積228m ³	長方形多列迂回流式 5列1池 巾1.6m 長14.5m 深2.1m 容積232m ³
汚 泥 濃 縮 設 備	円形重力式 1池 容積170m ³	円形重力式 1池 容積170m ³
機 械 濃 縮 機	ベルト型ろ過濃縮機 20m ³ /h 1台	
汚 泥 消 化 タ ン ク	嫌気性加温式単段消化 No.1容積 2340m ³ No.2容積 1170m ³	嫌気性加温式2段消化 1次、2次各1200m ³
汚 泥 脱 水 機	遠心式 10m ³ /h 2台	ベルトプレス式 4.2m ³ /h(濾布1.5m) 1台 遠心式 10m ³ /h 1台
ガ ス 貯 留 タ ン ク	円筒型無水式 容積 1000m ³ × 1基	
汚 水 ポ ン プ	立軸渦巻斜流ポンプ 口径 500mm 90kW 32m ³ /min 1台 口径 300mm 30kW 9m ³ /min 2台	立軸渦巻斜流ポンプ 口径 300mm 30kW 10m ³ /min 2台 口径 250mm 18.5kW 6m ³ /min 1台
送 風 機	単段ターボブローワー 80kW(50m ³ /min) 2台 140kW(100m ³ /min) 2台 ルーツ式ブローワー 45kW(25m ³ /min) 1台	
受 変 電 設 備	受電電圧 6,600V 主要変圧機 6台 設備容量 1,950kVA	
自 家 発 電 設 備	ガスタービンエンジン 定格出力 950PS(15°C) 三相交流発電機 定格出力 625kVA 1台	
そ の 他 の 設 備	脱臭設備(生物脱臭方式×1基、活性炭方式×3基)	

② 中継ポンプ場

名 称	中 田 町 中 継 ポ ン プ 場 (米 沢 処 理 系 統)	上 新 田 中 継 ポ ン プ 場 (八 幡 原 処 理 系 統)
敷 地 面 積	12.4a	17.0a
供 用 開 始 日	平成15年3月	昭和61年3月
沈 砂 池	なし ※阻水扉、除塵機械はあり	平行流式長方形池 2(2)池 巾2.5m 長3.0m 深0.25m
汚 水 ポ ン プ	吸込スクリー式水中汚泥ポンプ 口径200mm 30kW(5.3m ³ /min) 3台	立軸渦巻斜流ポンプ 口径 250mm 30kW(5.9m ³ /min) 3台
受 変 電 設 備	受電電圧 6,600V 設備容量 300kVA	受電電圧 6,600V 設備容量 300kVA
そ の 他 の 設 備	脱臭設備(活性炭方式)、自家発電設備、 計装設備(レベル計、流量計)	自家発電設備、計装設備(レベル計、流量計)
上 屋	鉄筋コンクリート造り 地下3階地上1階	鉄筋コンクリート造り 地下2階地上1階

(5) 下水道事業費内訳

①種別毎事業費内訳

内 訳 年度	補 助 事 業 費									
	雨水	汚水							合計 (雨水込み)	
	雨水管渠	汚水管渠	管 渠		計	処理場			小計 (汚水のみ)	
			ポンプ場			建設	改築	計		
建設			改築							
第 三 次 5 ヶ 年 計 画 (S 4 9 ~ S 5 0)						120,000		120,000	120,000	120,000
第 四 次 5 ヶ 年 計 画 (S 5 1 ~ S 5 5)		1,393,338			1,393,338	919,562		919,562	2,312,900	2,312,900
第 五 次 5 ヶ 年 計 画 (S 5 6 ~ S 6 0)		1,507,547	508,353		2,015,900	4,818,650		4,818,650	6,834,550	6,834,550
第 六 次 5 ヶ 年 計 画 (S 6 1 ~ H 2)		4,116,000			4,116,000	2,581,100		2,581,100	6,697,100	6,697,100
第 七 次 5 ヶ 年 計 画 (H 3 ~ H 7)		3,733,100			3,733,100	2,103,200		2,103,200	5,836,300	5,836,300
第 八 次 7 ヶ 年 計 画 (H 8 ~ H 1 4)	359,162	4,242,288	1,220,150		5,462,438	1,455,000		1,455,000	6,917,438	7,276,600
第 九 次 5 ヶ 年 計 画 (H 1 5 ~ H 1 9)	102,649	2,936,020		31,500	2,967,520	379,300	569,000	948,300	3,915,820	4,018,469
第 十 次 5 ヶ 年 計 画 (H 2 0 ~ H 2 4)		2,021,820		83,500	2,105,320	1,866,300	673,100	2,539,400	4,644,720	4,644,720
平 成 2 5 年 度		231,470			231,470		849,092	849,092	1,080,562	1,080,562
平 成 2 6 年 度		242,450			242,450		546,431	546,431	788,881	788,881
平 成 2 7 年 度		242,800			242,800		501,868	501,868	744,668	744,668
平 成 2 8 年 度		38,800			38,800		1,125,800	1,125,800	1,164,600	1,164,600
平 成 2 9 年 度		56,776			56,776		95,200	95,200	151,976	151,976
平 成 3 0 年 度		22,624			22,624		401,500	401,500	424,124	424,124
令 和 元 年 度		53,800			53,800		819,200	819,200	873,000	873,000
合 計	461,811	20,838,833								
	21,300,644		1,728,503	115,000	22,682,336	14,243,112	5,581,191	19,824,303	42,506,639	42,968,450

※ 平成22年度以降は、制度改正に伴い補助事業費に事務費は含まれない。

※ H31.4月から公営企業会計へ移行し、打ち切り決算を行ったため、平成30年度は5月までの支出額を含む。

(単位:千円)

単 独 事 業 費										総事業費 (汚水のみ)	総事業費 (雨水込み)
雨水	汚水					合計 (雨水込み)	事務費	合計 (事務費込)			
	管 渠		処理場	その他	小計 (汚水のみ)						
雨水管渠	汚水管渠	ポンプ場 建設	計			建設					
17,542						17,542		17,542	120,000	137,542	
957,812	37,004		37,004			37,004	994,816	994,816	2,349,904	3,307,716	
26,851	1,337,322		1,337,322	31,000		1,368,322	1,395,173	1,395,173	8,202,872	8,229,723	
	2,922,470		2,922,470	146,188		3,068,658	3,068,658	3,068,658	9,765,758	9,765,758	
	5,222,307		5,222,307	31,100		5,253,407	5,253,407	5,253,407	11,089,707	11,089,707	
1,992	6,937,857	92,891	7,030,748			7,030,748	7,032,740	7,032,740	13,948,186	14,309,340	
81,335	2,007,065		2,007,065			2,007,065	2,088,400	2,088,400	5,922,885	6,106,869	
	588,331		588,331		31	588,362	588,362	60,603	648,965	5,293,685	
	86,260		86,260		31	86,291	86,291	21,063	107,354	1,187,916	
	89,549		89,549			89,549	89,549	20,925	110,474	899,355	
	135,903		135,903			135,903	135,903	16,700	152,603	897,271	
	99,196		99,196			99,196	99,196	20,956	120,152	1,284,752	
	80,189		80,189			80,189	80,189	10,600	90,789	242,765	
	136,209		136,209			136,209	136,209	13,500	149,709	573,833	
	59,888		59,888			59,888	59,888	14,895	74,783	947,783	
1,085,532	19,739,550										
20,825,082		92,891	19,832,441	208,288	62	20,040,791	21,126,323	179,242	21,305,565	62,726,672	64,274,015

②本工事費内訳

内 訳 年度	補 助 事 業					事務費
	事業費	工事費	本工事費			
			本工事費	測量試験費	補償費	
第三次5ヶ年計画 (S49～S50)	120,000	112,507		2,200	110,307	7,493
第四次5ヶ年計画 (S51～S55)	2,312,900	2,210,313	1,238,026	44,305	927,982	102,587
第五次5ヶ年計画 (S56～S60)	6,834,550	6,685,187	6,428,577	243,347	13,263	149,363
第六次5ヶ年計画 (S61～H2)	6,697,100	6,491,057	6,255,393	162,039	73,625	206,043
第七次5ヶ年計画 (H3～H7)	5,836,300	5,673,891	5,151,111	252,181	270,599	162,409
第八次7ヶ年計画 (H8～H14)	7,276,600	7,107,467	6,511,232	343,108	253,127	169,133
第九次5ヶ年計画 (H15～H19)	4,018,469	3,912,033	3,613,173	201,748	97,112	106,436
第十次5ヶ年計画 (H20～H24)	4,644,720	4,601,502	4,215,665	218,965	166,872	43,218
平成25年度	1,080,562	1,080,562	1,013,334	44,757	22,471	
平成26年度	788,881	788,881	762,011	11,902	14,968	
平成27年度	744,668	744,668	708,704	7,020	28,944	
平成28年度	1,164,600	1,164,600	1,065,373	98,067	1,160	
平成29年度	151,976	151,976	70,641	78,476	2,859	
平成30年度	424,124	424,124	416,476	5,520	2,128	
令和元年度	873,000	873,000	825,585	45,200	2,215	
合 計	42,968,450	42,021,768	38,275,301	1,758,835	1,987,632	946,682

※ 平成22年度以降は、制度改正に伴い補助事業費に事務費は含まれない。

※ H31.4月から公営企業会計へ移行し、打ち切り決算を行ったため、平成30年度は5月までの支出額を含む。

(単位:千円)

単 独 事 業							総事業費
事業費	工事費					事務費	
		本工事費	測量試験費	補償費	その他		
17,542	17,542		17,542				137,542
994,816	994,816	975,431	19,385				3,307,716
1,395,173	1,311,591	1,159,517	90,793	61,281		83,582	8,229,723
3,068,658	2,892,920	2,566,399	173,744	152,777		175,738	9,765,758
5,253,407	4,937,264	4,233,976	305,028	398,260		316,143	11,089,707
7,032,740	6,657,545	5,700,463	312,165	644,917		375,195	14,309,340
2,088,400	1,969,899	1,749,875	85,303	134,721		118,501	6,106,869
648,965	572,908	483,628	38,695	50,554	31	76,057	5,293,685
107,354	86,291	69,603	10,301	6,356	31	21,063	1,187,916
110,474	89,549	84,656	3,845	1,048		20,925	899,355
152,603	135,903	132,915		2,988		16,700	897,271
120,152	99,196	92,226		6,970		20,956	1,284,752
90,789	80,189	74,112	1,078	4,999		10,600	242,765
149,709	136,209	125,048		11,161		13,500	573,833
74,783	59,888	59,106		782		14,895	947,783
21,305,565	20,041,710	17,506,955	1,057,879	1,476,814	62	1,263,855	64,274,015

③財源内訳

事業費内訳 年度	補助事業						
	事業費	財源内訳					
		国庫補助金	起債	市費	受益者負担	企業負担金	繰入金
第三次5ヶ年計画 (S 49 ~ S 50)	120,000	31,000	61,500	8,125		19,375	
第四次5ヶ年計画 (S 51 ~ S 55)	2,312,900	598,400	828,000	122,578		763,922	
第五次5ヶ年計画 (S 56 ~ S 60)	6,834,550	2,091,560	3,367,440	269,433		1,106,117	
第六次5ヶ年計画 (S 61 ~ H 2)	6,697,100	4,291,240	1,791,000	145,772	202,220	266,868	
第七次5ヶ年計画 (H 3 ~ H 7)	5,836,300	2,917,748	2,586,286	18,800	313,466		
第八次7ヶ年計画 (H 8 ~ H 14)	7,276,600	3,977,722	2,894,238	33,338	371,302		
第九次5ヶ年計画 (H 15 ~ H 19)	4,018,469	2,117,050	1,710,100	4,995	185,555	違約金_769	
第十次5ヶ年計画 (H 20 ~ H 24)	4,644,720	2,366,280	2,022,900	4,585	250,955		
平成25年度	1,080,562	581,445	449,100		50,017		
平成26年度	788,881	421,685	326,900	3,185	37,111		
平成27年度	744,668	392,799	316,200	254	35,415		
平成28年度	1,164,600	613,200	452,800	1,025	33,963		63,612
平成29年度	151,976	75,988	67,200		7,600		1,188
平成30年度	424,124	222,012	186,300	94	15,718		
令和元年度	873,000	470,700	379,700		22,600		
合計	42,968,450	21,168,829	17,439,664	612,184	1,525,922	2,157,051	64,800

※ 平成22年度以降は、制度改正に伴い補助事業費に事務費は含まれない。

(単位:千円)

単 独 事 業								総事業費
事業費	財 源 内 訳							
	過年相殺	起 債	市 費	受益者負担	企業負担金	開発者負担	繰入金	
17,542						17,542		137,542
994,816						994,816		3,307,716
1,395,173	21,840	1,239,600	68,275		2,325	63,133		8,229,723
3,068,658		2,528,100	49,280	427,720	300	63,258		9,765,758
5,253,407		4,152,600	911,760	189,047				11,089,707
7,032,740	9,300	6,464,200	203,840	355,400				14,309,340
2,088,400		1,983,800	4,124	100,476				6,106,869
648,965		615,800		33,117	違約金_48			5,293,685
107,354		101,900		5,428	違約金_26			1,187,916
110,474		104,800		5,674				899,355
152,603		144,800		7,803				897,271
120,152		114,100					6,052	1,284,752
90,789		86,000		4,789				242,765
149,709		142,800		6,909				573,833
59,888		57,000		2,888				932,888
21,290,670	31,140	17,735,500	1,237,279	1,139,251	2,699	1,138,749	6,052	64,259,120

(6)私道枝線対策

下水道事業計画区域内において、水洗化の普及促進と生活環境の改善を図るため、一定の要件を満たす私道にも公道と同様に公共下水道を整備できる「私道枝線設置申請」制度を設けている。

<適用要件>

1. 土地所有者の承諾が得られること。
2. 公道に面していない家屋が2軒以上あること。
3. 施工後、速やかに下水道に接続すること。
4. 機械施工が可能な道路幅員を有していること。

私道枝線設置申請一覧

設置年度 申請年度	申請 件数	取り下 げ件数																		未設置 件数
			H16 以前	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計	
H26 以前	555	12	430	27	19	15	4	5	3	6	11	3	3	6	4	1	1	1	539	4
H27	0																		0	0
H28	1															1			1	0
H29	0																		0	0
H30	0																		0	0
R1	0																		0	0
計	556	12	430	27	19	15	4	5	3	6	11	3	3	6	4	2	1	1	540	4

5.普及状況と支援策

(1) 公共下水道の面整備状況

面積の単位：ha

米沢市公共下水道の面整備率一覧表

(R2. 3. 31現在)

全体計画面積	620.20	568.90	159.10	557.70	212.30	203.60	2,321.80	累計 ⑦	面整備率	
事業計画面積	620.20	568.90	154.90	552.64	147.97	203.60	2,248.21		⑦/事業 計画面積	⑦/全体 計画面積
地区	中部	西部	北部	東部	八幡原	工業団地	計			
供用年月日	①	②	③	④	⑤	⑥	①～⑥			
S61.3.17	-	-	-	-	-	182.95	182.95	-	-	-
S63.10.1	268.54	-	-	-	-	-	268.54	451.49	22.6%	16.1%
H1.3.17	59.95	-	3.94	-	-	0.84	64.73	516.21	25.9%	18.5%
H2.3.31	58.98	-	0.72	-	-	-	59.70	575.91	28.9%	20.6%
H3.3.31	38.04	-	0.41	-	0.64	-	39.09	615.00	30.8%	22.0%
H4.3.31	14.04	26.66	0.13	-	0.88	-	41.70	656.70	32.9%	23.5%
H5.3.31	22.02	13.83	4.17	-	0.51	-	40.54	697.25	34.9%	24.9%
H6.3.31	15.72	16.33	0.67	-	0.32	-	33.04	730.29	36.6%	26.1%
H7.3.31	22.55	33.03	-	-	24.68	-	80.26	810.55	40.6%	29.0%
H8.3.31	9.78	44.55	0.75	-	9.95	-	65.04	875.59	43.9%	28.6%
H9.3.31	15.21	39.36	0.25	-	0.97	-	55.79	931.38	46.7%	30.4%
H10.3.31	5.67	57.62	1.21	-	2.94	-	67.43	998.81	50.1%	32.6%
H11.3.31	4.81	70.23	0.16	-	25.02	-	100.22	1,099.04	55.1%	35.9%
H12.3.31	8.70	55.63	0.99	-	12.94	-	78.26	1,177.30	59.0%	38.4%
H13.3.31	0.82	26.25	0.42	7.25	3.45	-	38.19	1,215.48	60.9%	39.7%
H14.3.31	0.94	19.20	1.98	5.40	0.04	-	27.56	1,243.05	62.3%	40.6%
H15.3.31	1.27	5.03	5.57	15.98	1.08	-	28.92	1,271.97	63.7%	41.5%
H16.3.31	1.24	4.74	-	27.80	6.39	-	40.17	1,312.14	65.8%	44.0%
H17.3.31	9.13	46.06	18.01	64.22	37.52	-	174.95	1,487.09	74.5%	49.8%
H18.3.31	1.82	6.15	1.78	50.78	1.23	-	61.76	1,548.85	77.6%	51.9%
H19.3.31	0.71	1.85	-	28.67	0.60	-	31.83	1,580.68	79.2%	53.0%
H20.3.31	1.34	0.81	-	34.91	0.19	-	37.25	1,617.93	81.1%	54.2%
H21.3.31	-	1.12	-	28.96	0.05	-	30.13	1,648.06	82.6%	55.2%
H22.3.31	0.28	0.05	-	33.47	-	-	33.79	1,681.85	84.3%	72.1%
H23.3.31	2.08	2.07	0.03	28.85	1.28	-	34.31	1,716.16	76.6%	73.5%
H24.3.31	1.35	1.91	-	20.40	0.15	-	23.82	1,739.98	77.6%	74.5%
H25.3.31	0.51	4.37	0.10	18.21	0.11	-	23.30	1,763.28	78.7%	75.5%
H26.3.31	0.50	1.38	-	10.85	-	-	12.73	1,776.01	79.2%	76.1%
H27.3.31	0.11	0.24	4.79	4.23	-	-	9.37	1,785.38	79.6%	76.5%
H28.3.31	0.05	0.02	-	9.57	0.07	-	9.71	1,795.08	80.1%	76.9%
H29.3.31	-	1.16	-	3.15	-	-	4.31	1,799.39	80.3%	77.5%
H30.3.31	0.02	0.45	0.00	1.76	0.08	-	2.32	1,801.71	80.1%	77.6%
H31.3.31	1.74	1.72	0.13	2.91	0.24	-	6.73	1,808.45	80.4%	77.9%
R2.3.31	0.00	1.86	0.07	1.16	0.14	-	3.23	1,811.67	80.6%	78.0%
計	567.92	483.70	46.30	398.52	131.44	183.78	1811.67			

【各データについて】

整備面積は、下水道施設台帳整備業務委託で把握したデータを「平方メートル」から「ha」(小数点第三位を四捨五入)に換算している。また、四捨五入の処理を行ったため記載数値と計算合計値が合わない場合がある。

本市の公共下水道事業は、事業計画に基づき順次整備を進めており、下水道処理区域として供用開始の公示をした区域の住民には、早期の下水道接続を指導している。

下水道接続支援策として、汲取り便所または浄化槽からの転換には、改造工事費に対する融資あっせん利子補給制度、普及促進補助金を設け水洗化の普及促進に努めている。

(2) 排水設備確認申請の推移

年度	S63~H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
申請件数	16,094	362	425	328	348	348	17,905

(3) 融資あっせんと利子補給制度

この制度は、米沢市公共下水道処理区域内で、一日も早く下水道を利用していただくために、供用開始の公示の日から3年以内に排水設備工事をする者に対し、金融機関から改造工事資金の融資を受けることで発生する利子を、市が全額補助することで下水道の普及促進を図るものである。

- ・平成21年度から平成23年度まで、緊急経済対策のため供用開始からの年数制限をなくした。
- ・平成26年度から、普及促進のため供用開始からの年数制限をなくしている。
- ・平成29年度から、普及促進のため普及促進補助金を受ける者も対象者とした。
- ・平成30年度から、普及促進のため償還期間を60月以内から96月以内とした。

制度の概要

区分	米沢市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給規程
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道が使える区域内における建物の所有者又は占有者(所有者の同意を得た場合に限る)。 ・ただし、建物の新築と法人(認可地縁団体を除く)は対象外。 ・改造資金を一時に負担することが困難である者。 ・市税、下水道事業受益者負担金、下水道事業分担金及び下水道使用料を滞納していない者。 ・下水道供用開始の公示の日から3年以内に改造工事等を完成する者。 ・普及促進補助金を受けない者。
融資額	1世帯1件とし100万円以内。
償還期間	融資を受けた日の属する月の翌月から起算して96月以内。 ただし、期間内に一括繰上げ償還をすることができる。
償還方法	毎月、元金均等償還とし、毎月の償還額に端数があるときは、その端数金額を最初の月の償還額に合算するものとする。
利率	融資利率は、取扱い金融機関との契約に定めるところによる。 8月1日、2月1日を基準日として長期プライムレートに0.2%加えた率とする。
利子補給率	100%
滞納利子	償還の延滞利子は、融資あっせんを受けた者の負担とする。

利子補給の状況

貸出年度	期 間	利率(%)	利用件数	利子補給額(円)
平成27年度	平成27年4月1日 ~ 平成27年8月31日	1.25	121	344,710
	平成27年9月1日 ~ 平成28年2月29日	1.35		
	平成28年3月1日 ~ 平成28年3月31日	1.30		
平成28年度	平成28年4月1日 ~ 平成28年8月31日	1.30	92	214,562
	平成28年9月1日 ~ 平成29年2月28日	1.10		
	平成29年3月1日 ~ 平成29年3月31日	1.15		
平成29年度	平成29年4月1日 ~ 平成29年8月31日	1.15	49	154,317
	平成29年9月1日 ~ 平成30年2月28日	1.20		
	平成30年3月1日 ~ 平成30年3月31日	1.20		
平成30年度	平成30年4月1日 ~ 平成30年8月31日	1.20	45	121,697
	平成30年9月1日 ~ 平成31年2月28日	1.20		
	平成31年3月1日 ~ 平成31年3月31日	1.20		
令和元年度	平成31年4月1日 ~ 令和元年8月31日	1.20	41	105,880
	令和元年9月1日 ~ 令和2年2月29日	1.15		
	令和2年3月1日 ~ 令和2年3月31日	1.15		

融資あっせん状況

年度	利子 補給率 (%)	確認 件数 A	あっせん 対象 件数 B	B/A (%)	あっせん 件数 C	利用率 (%) C/B	1件当たり 工事額 平均(千円)	融資総額 (千円) D	1件当たり 融資額平均 D/C(千円)	利子補給 総額 (千円)
平成27年度	100	362	64	17.7	7	10.9	671	4,140	592	345
平成28年度	100	425	80	18.8	8	10.0	635	4,380	548	215
平成29年度	100	328	95	29.0	10	10.5	499	4,440	444	155
平成30年度	100	348	61	17.5	5	8.2	674	3,120	624	122
令和元年度	100	348	83	23.9	3	3.6	834	2,290	764	106

(4) 普及促進補助金

この補助金は、緊急経済対策の一環として平成21年度から23年度に実施された排水設備設置補助金の制度内容を見直し、供用開始3年以内の区域内で、排水設備を設置しようとする者に対して工事費の一部補助を行うことにより、公共下水道の普及促進及び早期接続を図るものである。

制度の概要

区分	令和元年度米沢市公共下水道普及促進補助金
対象となる者及び工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 供用開始3年以内の区域内における建物の所有者又は占有者(所有者の同意を得た場合に限る)。 ただし、建物の新築と法人(認可地縁団体を除く)は除く。 ・ 既設のくみ取り便所を水洗化へ改造、または浄化槽の廃止を伴うこと。 ・ 補助事業に要する経費が20万円以上であること。 ・ 市税、下水道事業受益者負担金、下水道事業分担金及び下水道使用料を滞納していないこと。 ・ 融資あっせん利子補給を受けていないこと(令和元年度は併用可能)。
補助額	申請1件あたり、工事費の10%で「供用開始1年以内の区域は、最大5万円」、「供用開始2年～3年以内の区域は、最大3万円」
受付期間	平成31年4月1日から令和2年2月7日
予算	2,000千円

令和元年度補助状況

(工事費額は精算額、補助額は確定額)

切替区分	申請件数	工事費額 (円)	1件平均 (円)	補助額 (円)	1件平均 (円)
汲取り	9	6,192,314	688,035	420,000	46,667
合併浄化槽	4	1,320,456	330,114	110,000	27,500
単独浄化槽	6	3,991,754	665,292	260,000	43,333
合計	19	11,504,524	605,501	790,000	41,579

補助実績の推移

(工事費額は精算額、補助額は確定額)

年度	申請件数	工事費額 (円)	1件平均 (円)	補助額 (円)	1件平均 (円)
平成27年度	20	11,304,108	565,205	780,000	39,000
平成28年度	67	35,653,572	532,143	2,700,000	40,299
平成29年度	34	14,482,688	425,961	1,240,000	36,470
平成30年度	15	7,743,063	516,204	530,000	35,333
令和元年度	19	11,504,524	605,501	790,000	41,579

(5)「広報よねざわ」及び「よねざわ上下水道だより」によるPR

「広報よねざわ」においては、下水道に係る各種届出及び供用開始区域の情報提供に加え、排水設備工事及び合併処理浄化槽設置工事等に対する補助金の周知を定期的を実施している。

さらに、多くの市民に下水道事業への理解を深めてもらうため、下水道によりもたらされる清潔で快適な生活環境や河川の水質改善状況とともに、下水道の仕組み、また下水道管の維持管理業務について掲載した。

「よねざわ上下水道だより」においては、令和元年10月からの消費税率10%への引き上げに伴う公共下水道及び農業集落排水処理施設使用料の料金改定の記事等を掲載し、上下水道部の事業に対する市民の理解を深めてもらうため、全戸配布を行った。

6. 水質規制

下水道における水質規制は、下水道施設の損傷防止と処理機能への影響防止及び放流水の水質を排水基準に適合させ公共用水域の水質保全に資するために、下水道に排除することができる汚水の水質を、下水道法及び米沢市下水道条例によって規制することで、下水道の機能を担保しようとするものである。

(1) 特定事業場

下水道法で、工場又は事業場の製造工程等で人の健康及び生活環境の被害の生ずる恐れのあるものを含んだ汚水を排出する施設を特定施設と定め、この特定施設のある工場、事業場を特定事業場という。特定事業場には、条例で定められた汚水の排除基準に適合しない汚水を排除した場合、直罰制度等の厳しい規制が設けられている。

① 特定施設設置等の届出

特定施設の設置等をしようとするときは、あらかじめその計画について特定施設設置届出書等を提出しなければならない。

② 特定施設の設置状況

(令和2年3月31日現在)

区分	特定施設番号	該当業種又は特定施設種類	特定施設	
			特定施設設置数	除害施設設置数 (阻集器のみ設置除く)
米沢処理系統	2	畜産食料品製造業	1	1
	5	みそ、しょう油等の製造業	2	0
	8	製あん業	1	0
	16	麺類製造業	1	0
	17	豆腐製造業	1	0
	19	紡績繊維業	4	0
	23の2	印刷・製版業	1	0
	63	金属製品・機械器具製造業	1	1
	65	酸・アルカリによる表面処理施設	2	2
	66	電気めっき施設	1	1
	66の5	弁当製造業	2	1
	66の6	飲食店等	2	0
	67	洗濯業	8	0
	68	写真現像業	1	0
	68の2	病院	1	0
	69	と畜業・死亡獣畜取扱業	1	1
	71	自動式車両洗浄施設	3	0
71の2	科学技術研究等事業場	2	0	
	小 計	35	7	
八幡原処理系統	23の2	印刷・製版業	2	0
	41	香料製造業	3	2
	46	有機化学工業製品製造業	2	1
	47	医薬品製造業	2	2
	49	農薬製造業の混合施設	1	1
	53	ガラス製品製造業	2	2
	62	非鉄金属製品製造業の用に供する施設	1	1
	63	金属製品機械器具製造業	3	3
	65	酸・アルカリによる表面処理施設	11	11
	66	電気めっき施設	4	4
	66の5	弁当製造業	1	0
	71	自動式車両洗浄施設	1	0
71の2	科学技術研究等事業場	6	1	
71の5	ジクロロメタンによる洗浄施設	1	0	
71の6	ジクロロメタンの蒸留施設	1	1	
	小 計	41	29	
	合 計	76	36	

(注) 特定事業場届出数は、米沢処理系統は34事業場、八幡原処理系統は27事業場、計61事業場。(休止中の3事業場含む)

③ 特定事業場の汚水排除基準(直罰基準)

特定事業場が一定の排除基準(直罰基準)に適合しない汚水を排除すると、その行為がの対象となる。直罰対象となる項目は特定事業場が排除する汚水量で異なり、その排除基次のとおりである。

対象物質又は項目		特定施設の設置者			特定施設を設置していない者	
		50m ³ /日以上	20m ³ /日以上	20m ³ /日未満		
その他の項目又は物質	温度	(45℃)	(45℃)	(45℃)	(45℃)	
	水素イオン濃度	5~9	5~9	5~9	5~9	
	生物化学的酸素要求量	(600)	(600)	(600)	(600)	
	浮遊物質	(600)	(600)	(600)	(600)	
	よう素消費量	(220)	(220)	(220)	(220)	
	ノルマルヘキサン	鉱油類	5	5	5	5
		動植物油	30	30	30	30
	フェノール類	5	5	5	5	
	銅及びその化合物 ※	1	1	1	1	
	亜鉛及びその化合物	2	2	2	2	
	鉄及びその化合物(溶解性)	10	10	10	10	
	マンガン及びその化合物 ※ (溶解性)	5	5	5	5	
	クロム及びその化合物	2	2	2	2	
	有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.03	0.03
シアン化合物		1	1	1	1	
有機リン化合物		1	1	1	1	
鉛及びその化合物		0.1	0.1	0.1	0.1	
六価クロム化合物		0.5	0.5	0.5	0.5	
砒素及びその化合物		0.1	0.1	0.1	0.1	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物		0.005	0.005	0.005	0.005	
アルキル水銀化合物		検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	
ポリ塩化ビフェニル		0.003	0.003	0.003	0.003	
トリクロロエチレン		0.1	0.1	0.1	0.1	
テトラトリクロロエチレン		0.1	0.1	0.1	0.1	
ジクロロメタン		0.2	0.2	0.2	0.2	
四塩化炭素		0.02	0.02	0.02	0.02	
1,2-ジクロロエタン		0.04	0.04	0.04	0.04	
1,1-ジクロロエチレン		1	1	1	1	
シス1, 2-ジクロロエチレン		0.4	0.4	0.4	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン		3	3	3	3	
1,1,2-トリクロロエタン		0.06	0.06	0.06	0.06	
1,3-ジクロロプロパン		0.02	0.02	0.02	0.02	
チウラム		0.06	0.06	0.06	0.06	
シマジン		0.03	0.03	0.03	0.03	
チオベンカルブ		0.2	0.2	0.2	0.2	
ベンゼン		0.1	0.1	0.1	0.1	
セレン及びその化合物		0.1	0.1	0.1	0.1	
ほう素及びその化合物		10	10	10	10	
ふっ素及びその化合物		8	8	8	8	
1,4-ジオキサン		0.5	0.5	0.5	0.5	
ダイオキシン類		10	10	10	10	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素含有量		380	380	380	380	

(備考)

(R2.3.31現在)

- 水素イオン濃度(pH)は指数、ダイオキシン類は、pg-TEQ/ℓ、それ以外はmg/ℓである。
- 内は、直罰等による規制に係る排除基準である。このうち(斜体文字)内は、直罰対象外の基準値である。
- 内は、除害施設の設置等の義務に係る排除基準である。
- 排除基準の数値の()書きは未満、その他の数値は以下を表している。
- pHの排除基準は5を超え9未満である。
- ※印のある欄は、山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく上乗せ基準による。

(2) 除害施設の設置が義務付けられる事業場

特定事業場以外の事業場であっても、条例で定める基準に適合しない汚水を排出する場合は、除害施設の設置が義務付けられている。

① 除害施設設置基準

除害施設の設置義務の汚水排除基準は、特定事業場の汚水排除基準に準ずる。

② 除害施設設置の届出

除害施設の新設等をしようとするときは、あらかじめその計画について「除害施設計画確認申請書」を提出し、確認を受けなければならない。

(3) 監視と管理

① 除害施設等の監視と管理

公共下水道への排水を排除基準に適合させるための除害施設も、それを設置するだけでは常に良好な水質の排水を維持することはできない。適切な維持管理と運転が行われてその効果があることから、排水される水質の監視を十分に行うために、次の体制をとっている。

ア 特定事業場を中心とした下水道法第13条による立入検査(立入採水)

イ 特定施設等の設置者に対する水質の測定義務とその保存義務

八幡原立地企業の特定施設設置者に対しては、協定書により毎月1回水質測定結果の報告を課している。

ウ 除害施設台帳の作成と整備

② 違反事業場に対する措置及び指導

立入採水等の監視の結果、汚水排除基準に違反する汚水を排除していた事業場に対しては、違反の事実を指摘し、その原因を調査し、改善を指導する。

汚水排除基準違反事業場に対する措置

ア 「口頭注意」…… 立入時に違反行為が発見され、その場で改善できる場合

イ 「文書注意」…… 文書による遵守通知、併せて違反原因の究明を求める

ウ 「警告」…… 警告書による警告を行い、併せて改善計画書の提出を求める

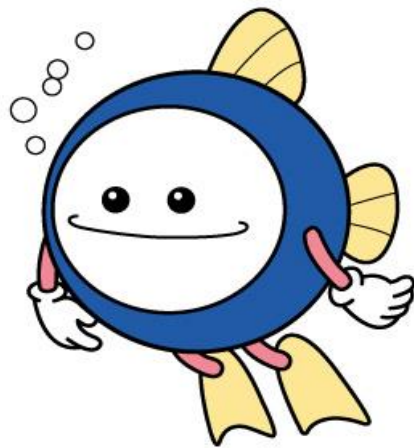
エ 「命令」…… 改善命令又は排水一時停止命令(下水道法第37条の2)

オ 「告発」…… 命令違反等(下水道法第46条、同第46条の2第1項、同第50条)

③ 違反事業場に対する罰則

下水道法第37条の2の規定に基づく改善命令又は排水一時停止命令に従わなかった場合、下水道法第46条の規定により罰せられる。(一年以下の懲役又は百万円以下の罰金)

また、下水排除基準に適合しない汚水を排除した場合は、下水道条例第36条により処分される。(5万円以下の過料)



下水道マスコット「スイスイ」

7. 下水道事業の推移

(1) 業務量の推移

① 公共下水道事業

科目	年度	単位	令和元年度 (A)	平成30年度 (B)	増 減 (A-B)
事業認可面積		ha	2,248.21	2,248.21	0.00
整備面積		ha	1,811.67	1,808.45	3.22
供用開始面積		ha	1,727.71	1,722.67	5.04
行政区域内人口		人	79,351	80,314	△ 963
処理区域内人口		人	51,549	52,041	△ 492
普及率		%	65.0	64.8	0.2
水洗化人口		人	45,474	45,925	△ 451
水洗化率		%	88.2	88.2	
水洗化世帯		世帯	18,836	18,751	85
年間総処理水量		m ³	8,686,420	8,470,800	215,620
一日処理能力		m ³	35,900	35,900	0
一日最大処理水量		m ³	28,690	26,680	2,010
一日平均処理水量		m ³	23,733	23,208	526
年間総有収水量		m ³	7,480,908	7,733,791	△ 252,883
一日平均有収水量		m ³	20,440	21,188	△ 749
有収率		%	86.1	91.3	△ 5.2
污水管延長		m	300,560.3	299,749.9	810.4
污水管100m当たり水洗化人口		m	15.1	15.3	△ 0.2

対前年度比率 (%)	平成29年度	平成28年度	平成27年度
100.0	2,248.21	2,241.60	2,241.60
100.2	1,801.71	1,799.39	1,795.08
100.3	1,714.29	1,710.08	1,704.38
98.8	81,125	82,164	83,175
99.1	52,061	52,650	53,019
100.3	64.2	64.1	63.7
99.0	45,488	45,342	45,339
100.0	87.4	86.1	85.5
100.5	18,395	18,103	17,821
102.5	8,757,760	8,541,940	8,386,690
100.0	35,900	39,600	39,600
107.5	29,090	28,570	28,960
102.3	23,994	23,403	22,977
96.7	7,630,522	7,625,400	7,758,735
96.5	20,906	20,892	21,257
94.3	87.6	90.0	91.2
100.3	297,958.5	297,412.6	296,611.1
98.8	15.3	15.2	15.3

② 流入水量

科目 \ 年度	単位	令和元年度 (A)	平成30年度 (B)	増 減 (A-B)
公 共 下 水 道	m ³	8,686,420	8,391,330	295,090
うち 米沢処理系統	m ³	5,879,330	5,584,370	294,960
うち 八幡原処理系統	m ³	2,807,090	2,806,960	130.0
日平均 公共下水道	m ³	23,734	22,990	744
日平均 米沢処理系統	m ³	16,064	15,300	764
日平均 八幡原処理系統	m ³	7,670	7,690	△ 20
農 業 集 落 排 水	m ³	32,817	34,640	△ 1823
日平均 農業集落排水	m ³	90	95	△ 5

③ 汚泥搬出量、再資源化率、含水率

科目 \ 年度	単位	令和元年度 (A)	平成30年度 (B)	増 減 (A-B)
汚泥搬出量(公共下水道)	t	3452.8	3894.5	△ 441.7
うち 埋立	t	1049.8	1384.6	△ 334.8
うち コンポスト化	t	2069.0	1996.8	72.2
うち セメント原料化	t	0.0	0.0	0.0
うち 燃料化エネルギー	t	334.0	513.1	△ 179.1
再資源化率	%	69.6	64.4	5.2
含水率	%	81.7	80.8	0.9
汚泥搬出量(農業集落排水)	t	56.0	38.3	17.7

対前年度比率 (%)	平成29年度	平成28年度	平成27年度
103.5	8,757,760	8,541,940	8,386,690
105.3	5,975,000	5,731,360	5,593,750
100.0	2,782,760	2,810,580	2,792,940
103.2	23,990	23,400	22,910
105.0	16,370	15,700	15,280
99.7	7,620	7,700	7,630
94.7	35,301	35,680	34,441
94.5	97	98	94

対前年度比率 (%)	平成29年度	平成28年度	平成27年度
88.7	3363.9	3564.1	3380.6
75.8	1256.3	1423.6	1433.6
103.6	1833.3	1647.1	1140.3
	0.0	96.7	160.2
65.1	274.3	396.7	646.5
108.1	62.7	60.1	57.6
101.1	79.2	79.8	80.9
146.3	59.66	104.40	157.31

④ 農業集落排水事業

科目 \ 年度	単位	令和元年度 (A)	平成30年度 (B)	増 減 (A-B)
事業認可面積	ha	32.97	32.97	0.00
整備面積	ha	32.97	32.97	0.00
供用開始面積	ha	32.97	32.97	0.00
処理区域内人口	人	410	427	△ 17
普及率	%	100.0	100.0	
水洗化人口	人	360	375	△ 15
水洗化率	%	87.8	87.8	
水洗化世帯	世帯	118	117	1
年間総処理水量	m ³	32,817	34,640	△ 1,823
一日最大処理水量	m ³	149.5	125.0	24.5
一日平均処理水量	m ³	89.7	94.9	△ 5.2
年間有収水量	m ³	32,492	34,379	△ 1,887
一日平均有収水量	m ³	89.0	94.0	△ 5
有収率	%	99.0	99.2	△ 0.2
污水管延長	m	5,830.9	5,830.9	0.0
污水管100m当たり水洗化人口	m	6.2	6.4	△ 0.3

対前年度比率 (%)	平成29年度	平成28年度	平成27年度
100.0	32.97	32.97	32.97
100.0	32.97	32.97	32.97
100.0	32.97	32.97	32.97
96.0	432	440	446
100.0	100.0	100.0	100.0
96.0	388	393	398
100.0	89.8	89.3	89.2
100.9	122	122	119
94.7	35,301	35,680	34,441
119.6	118.0	114.0	137.0
94.5	96.7	97.8	94.4
94.5	34,367	34,897	34,441
94.7	94.2	95.6	94.4
99.8	97.3	97.8	100.0
100.0	5,830.9	5,830.9	5,830.9
96.0	6.7	6.7	6.8

(2) 供給単価及び汚水処理単価

種別		区分		供給単価	汚水処理費用	汚水処理単価	販売利益
		有収水量	下水道使用料				
元年度	公共下水道	m ³ 7,480,908	円 1,078,997,433	円 144.23	円 1,123,821,268	円 150.23	円 △ 5.99
	農業集落排水	32,492	5,443,286	167.53	8,143,378	250.63	△ 83.10
30年度	公共下水道	m ³ 7,733,791	円	円	円	円	円
	農業集落排水	34,379					

8. 使用料・受益者負担金及び分担金

(1) 下水道使用料・農業集落排水使用料

米沢浄水管理センターの維持管理や下水道管渠の清掃修理等の維持管理費用と資本費の返済に充てるため、下水道の利用者から排除汚水量に応じて使用料として徴収する。消費税率改定に伴い、令和元年10月に料金改定を行った。（1使用月当たりの使用料の額は、次の区分に応じ算定した額とする。）

なお、農業集落排水使用料についても同じ料金体系としている。

下水道・農業集落排水使用料金

（消費税及び地方消費税込み）

区分		米沢市下水道条例		
		排除汚水量	令和元年10月から	平成26年4月から 令和元年9月まで
一般 汚水	基本使用料	10 ³ までの分	1,595.00円	1,566.00円
	従量使用料 (1 ³ あたり)	10 ³ を超え20 ³ まで	178.20円	174.96円
		20 ³ を超え30 ³ まで	190.30円	186.84円
		30 ³ を超え50 ³ まで	206.80円	203.04円
		50 ³ を超え100 ³ まで	213.40円	209.52円
		100 ³ を超え500 ³ まで	218.90円	214.92円
		500 ³ を超える分	224.40円	220.32円
	公衆浴場汚水(1 ³ あたり)			38.50円
八幡原工業団地汚水(1 ³ あたり)			77.00円	75.60円

下水道使用料 = 基本使用料 + 従量使用料(1円未満の端数切り捨て)

注) (ア) 使用月の途中において公共下水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した場合

の1使用月当たりの使用料の額は基本使用料の欄に定める排除汚水量の2分の1以下のときは2分の1の額、それ以外のときは規定する使用料の額とする。

(イ) 使用水量の算定方法

- 1) 水道水のみを使用している場合は水道水の使用水量を汚水量とする。
- 2) 水道水と水道水以外の水を家庭用として使用する場合
 - ・水道水以外の水にメーターを設置したときは、両方のメーターを合算
 - ・水道水以外にメーターを設置しないときは、水道水の使用水量に1人当たり1使用月3³を合算
- 3) 水道水以外の水のみを使用している場合
 - ・メーターを設置した場合はメーター水量
 - ・メーターを設置しない場合は1人当たり1使用月に6³
- 4) 家庭用以外に使用している場合は、使用者の使用の態様を勘案して認定した使用水量

(ウ) 現在の単価の適用時期: 令和元年10月分から

(2) 受益者負担金及び分担金

下水道を計画的にかつ早期に整備していくため建設費の一部として都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条に基づき、市条例を制定し昭和63年度から下水道の恩恵を受ける土地の所有者等に対して賦課、徴収している。

制度の概要

区分	米沢市下水道事業受益者負担に関する条例	
負担率	対象事業費の4分の3	
負担区の名称		1㎡当たりの負担金の額
受益者負担金	中部負担区	332円
	北部第1負担区	
	八幡原第1負担区	
	八幡原第2負担区	
	西部負担区	428円
	北部第2負担区	
	東部負担区	460円
	オフィス・アルカディア負担区	202円
分担金	北部第3負担区	439円
	中部第2負担区	350円
	西部第2負担区	441円
	東部第2負担区	460円
	北部第4負担区	439円
	上郷負担区	351円
納入方法	<p>1年を3期に分割して3年間9期で徴収する。 ただし、受益者が納期前納付を申し出たときはその限りでない。 納期は、 第1期 7月15日から同月31日まで 第2期 10月15日から同月31日まで 第3期 翌年1月15日から同月31日まで</p>	

(3) 分担金

受益者負担金・分担金の賦課対象区域外から公共下水道へ汚水を流入させる場合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条に基づき、市条例を制定し平成9年度から下水道の恩恵を受ける土地の所有者等に対して賦課、徴収している。

制度の概要

区分	米沢市下水道事業分担金徴収条例	
負担率	対象事業費の4分の3	
負担区の名 称	1㎡当たりの負担金の額	
中部負担区	332円	北部第1負担区
八幡原第1負担区		
八幡原第2負担区		
西部負担区		
北部第2負担区	428円	東部負担区
中部第2負担区	350円	西部第2負担区
西部第2負担区	441円	東部第2負担区
東部第2負担区	460円	北部第3負担区
北部第3負担区	439円	北部第4負担区
北部第4負担区		
上郷負担区	351円	
納入方法	一括で徴収する。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。	

9. 財政状況(令和元年度決算)

(1) 令和元年度事業概況

公共下水道事業及び農業集落排水事業は、令和元年度から公営企業会計に移行したことにより、資産規模や経営状況を明確にし、経営分析を行いながら経営管理を進めていくこととしている。

令和元年度は、施設整備面では、東部地区及び西部地区を中心に汚水管の布設を行った。また、米沢浄水管理センター改築事業については、ストックマネジメント計画に基づき施設・設備の更新を行い、公共衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に努めた。

公共下水道の令和元年度末現在の水洗化人口は45,474人で、前年度より451人減少し、水洗化世帯は18,836世帯で、前年度より85世帯増加した。

1年間の総流入水量は、前年度より29万5,090^{m³}増の868万6,420^{m³}、一日平均流入水量は、前年度より743^{m³}増の2万3,733^{m³}となった。

また、1年間の総有収水量は、前年度より25万2,883^{m³}減の748万908^{m³}で、有収率は86.1%となり前年度より6.1ポイント下がった。

農業集落排水事業については、令和元年度末現在の水洗化人口は360人で、前年度より15人減少し、水洗化世帯は118世帯で前年度より1世帯増加した。

1年間の総流入水量は、前年度より1,823^{m³}減の3万2,817^{m³}、一日平均流入水量は、前年度より5^{m³}減の90^{m³}となった。

また、1年間の総有収水量は、前年度より1,887^{m³}減の3万2,492^{m³}で、有収率は99.0%となり、前年度より0.2ポイント下がった。

公共下水道事業の建設改良事業については、汚水管布設等の管渠整備事業を1億2,131万4千円、米沢浄水管理センターの改築事業を8億2,646万9千円で実施した。

収益的収入及び支出については、消費税額抜きで公共下水道事業収益の総額は21億4,619万9千円、農業集落排水事業収益の総額は3,771万2千円となった。また、公共下水道事業費用の総額は21億8,298万6千円、農業集落排水事業費用の総額は3,641万4千円となった。この結果、当年度は3,476万9千円の純損失となった。

資本的収入及び支出については、消費税額込みで公共下水道事業資本的収入の総額は14億2,850万7千円、農業集落排水事業資本的収入の総額は1,505万円となった。また、公共下水道事業資本的支出の総額は21億3,443万4千円、農業集落排水事業資本的支出の総額は、2,001万1千円となった。この結果生じた資本的収支不足額7億1,088万8千円は、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填した。

(2) 予算決算対照表

① 収益的収入及び支出

(単位:円・%)

区 分		予算額	決算額	差引増減 又は不用額	執行率	
収 入	公共下水道事業収益 (うち仮受消費税)	2,281,133,000	2,240,491,994 (93,573,216)	△ 40,641,006	98.2	
	(1)営業収益 (うち仮受消費税)	1,215,348,000	1,221,406,258 (93,378,561)	6,058,258	100.5	
	(2)営業外収益 (うち仮受消費税)	1,065,785,000	1,019,085,736 (194,655)	△ 46,699,264	95.6	
	農業集落排水事業収益 (うち仮受消費税)	40,189,000	38,182,822 (470,807)	△ 2,006,178	95.0	
	(1)営業収益 (うち仮受消費税)	6,150,000	5,914,093 (470,807)	△ 235,907	96.2	
	(2)営業外収益 (うち仮受消費税)	34,039,000	32,268,729	△ 1,770,271	94.8	
	支 出	公共下水道事業費用 (うち仮払消費税)	2,348,169,000	2,240,933,942 (42,498,775)	△ 107,235,058	95.4
		(1)営業費用 (うち仮払消費税)	1,929,498,578	1,853,685,623 (42,450,910)	△ 75,812,955	96.1
		(2)営業外費用 (うち仮払消費税)	404,751,422	377,105,646 (47,865)	△ 27,645,776	93.2
		(3)特別損失	10,919,000	10,142,673	△ 776,327	92.9
(4)予備費		3,000,000		△ 3,000,000	0.0	
農業集落排水事業費用 (うち仮払消費税)		42,189,000	37,168,480 (663,542)	△ 5,020,520	88.1	
(1)営業費用 (うち仮払消費税)		35,752,389	32,732,525 (663,542)	△ 3,019,864	91.6	
(2)営業外費用 (うち仮払消費税)		4,436,611	4,435,955	△ 656	100.0	
(3)予備費		2,000,000		△ 2,000,000	0.0	

② 資本的収入及び支出

(単位:円・%)

区 分		予算額	決算額	差引増減 又は不用額	執行率
収 入	公共下水道事業資本的収入 (うち仮受消費税)	1,733,007,000	1,428,506,831	△ 304,500,169	82.4
	(1)企業債	925,100,000	780,900,000	△ 144,200,000	84.4
	(2)他会計負担金	151,807,000	150,829,146	△ 977,854	99.4
	(3)補助金	641,100,000	470,700,000	△ 170,400,000	73.4
	(4)受益者負担金及び分担金	15,000,000	26,077,685	11,077,685	173.9
	農業集落排水事業資本的収入 (うち仮受消費税)	15,000,000	15,050,000	50,000	100.3
	(1)企業債				
	(1)他会計補助金	15,000,000	15,000,000	0	100.0
	(3)補助金				
	(2)受益者負担金及び分担金		50,000	50,000	—
支 出	公共下水道事業資本的支出 (うち仮払消費税)	2,459,186,000	2,134,434,414 (77,178,263)	△ 324,751,586	86.8
	(1)建設改良費 (うち仮払消費税)	1,264,006,000	951,368,300 (77,178,263)	△ 312,637,700	75.3
	(2)企業債償還金	1,195,180,000	1,183,066,114	△ 12,113,886	99.0
	農業集落排水事業資本的支出 (うち仮払消費税)	20,011,000	20,010,994	△ 6	100.0
	(1)建設改良費 (うち仮払消費税)				
	(1)企業債償還金	20,011,000	20,010,994	△ 6	100.0

(3) 損益及び資本的収支比較

① 収益比較

税抜き（単位：円・％）

科目	年度	令和元年度		平成30年度		増 減	対前年度 増減比率
		金額	構成比	金額	構成比		
公共下水道事業収益		2,146,918,839	98.3	—	—	2,146,918,839	皆増
営業収益		1,128,027,697	51.6	—	—	1,128,027,697	皆増
下水道使用料		1,078,997,433	49.4	—	—	1,078,997,433	皆増
他会計負担金		49,030,264	2.2	—	—	49,030,264	皆増
営業外収益		1,018,891,142	46.6	—	—	1,018,891,142	皆増
他会計負担金		450,609,917	20.6	—	—	450,609,917	皆増
他会計補助金		10,142,673	0.5	—	—	10,142,673	皆増
長期前受金戻入		523,377,397	24.0	—	—	523,377,397	皆増
受託業務収益		33,076,026	1.5	—	—	33,076,026	皆増
雑収益		1,685,129	0.1	—	—	1,685,129	皆増
農業集落排水事業収益		37,712,154	1.7	—	—	37,712,154	皆増
営業収益		5,443,286	0.2	—	—	5,443,286	皆増
農業集落排水使用料		5,443,286	0.2	—	—	5,443,286	皆増
営業外収益		32,268,868	1.5	—	—	32,268,868	皆増
他会計負担金		13,690,076	0.6	—	—	13,690,076	皆増
他会計補助金		3,997,924	0.2	—	—	3,997,924	皆増
長期前受金戻入		14,580,729	0.7	—	—	14,580,729	皆増
雑収益		139	0.0	—	—	139	皆増
事業収益		2,184,630,993	100.0	—	—	2,184,630,993	皆増

（注）端数処理のため、各項目の内訳の計と合計が合わない場合がある。

② 費用比較

税抜き(単位:円・%)

科目	年度	令和元年度		平成30年度		増減	対前年度増減比率
		金額	構成比	金額	構成比		
公共下水道事業費用		2,182,985,424	98.4	—	—	2,182,985,424	皆増
営業費用		1,811,222,949	81.6	—	—	1,811,222,949	皆増
管渠費		69,483,469	3.1	—	—	69,483,469	皆増
処理場・ポンプ場費		383,106,667	17.3	—	—	383,106,667	皆増
業務費		14,336,881	0.6	—	—	14,336,881	皆増
排水指導費		31,291,599	1.4	—	—	31,291,599	皆増
総係費		112,038,442	5.0	—	—	112,038,442	皆増
減価償却費		1,180,710,398	53.2	—	—	1,180,710,398	皆増
資産減耗費		20,120,201	0.9	—	—	20,120,201	皆増
その他営業費用		135,292	0.0	—	—	135,292	皆増
営業外費用		361,619,802	16.3	—	—	361,619,802	皆増
支払利息及び企業債取扱諸費		271,369,688	12.2	—	—	271,369,688	皆増
受託業務費		33,076,026	1.5	—	—	33,076,026	皆増
雑支出		57,174,088	2.6	—	—	57,174,088	皆増
特別損失		10,142,673	0.5	—	—	10,142,673	皆増
その他特別損失		10,142,673	0.5	—	—	10,142,673	皆増
農業集落排水事業費用		36,414,183	1.6	—	—	36,414,183	皆増
営業費用		32,068,983	1.4	—	—	32,068,983	皆増
管渠費		12,300	0.0	—	—	12,300	皆増
処理場・ポンプ場費		7,126,611	0.3	—	—	7,126,611	皆増
総係費		387,611	0.0	—	—	387,611	皆増
減価償却費		24,542,461	1.1	—	—	24,542,461	皆増
営業外費用		4,345,200	0.2	—	—	4,345,200	皆増
支払利息及び企業債取扱諸費		3,728,344	0.2	—	—	3,728,344	皆増
雑支出		616,856	0.0	—	—	616,856	皆増
事業費用		2,219,399,607	100.0	—	—	2,219,399,607	皆増

(注) 端数処理のため、各項目の内訳の計と合計が合わない場合がある。

③ 損益計算比較

税抜き(単位:円・%)

科目	年度	令和元年度	平成30年度	対前年度増減比率	
				増 減	増減比率
経常収益		2,184,630,993	—	2,184,630,993	皆増
公共下水道事業収益		2,146,918,839	—	2,146,918,839	皆増
営業収益		1,128,027,697	—	1,128,027,697	皆増
営業外収益		1,018,891,142	—	1,018,891,142	皆増
農業集落排水事業収益		37,712,154	—	37,712,154	皆増
営業収益		5,443,286	—	5,443,286	皆増
営業外収益		32,268,868	—	32,268,868	皆増
経常費用		2,219,399,607	—	2,219,399,607	皆増
公共下水道事業費用		2,182,985,424	—	2,182,985,424	皆増
営業費用		1,811,222,949	—	1,811,222,949	皆増
営業外費用		361,619,802	—	361,619,802	皆増
特別損失		10,142,673	—	10,142,673	皆増
その他特別損失		10,142,673	—	10,142,673	皆増
農業集落排水事業費用		36,414,183	—	36,414,183	皆増
営業費用		32,068,983	—	32,068,983	皆増
営業外費用		4,345,200	—	4,345,200	皆増
経常損失		34,768,614	—	34,768,614	皆増
当年度純損失		34,768,614	—	34,768,614	皆増
当年度未処理欠損金		34,768,614	—	34,768,614	皆増
事業収益対事業費用比率		98.4	—	98.4	皆増

(注) 端数処理のため、各項目の内訳の計と合計が合わない場合がある。

④ 資本的収入比較

税抜き(単位:円・%)

科目	年度	令和元年度	平成30年度	対前年度増減比率	
				増減	増減比率
公共下水道事業資本的収入		1,428,506,831	—	1,428,506,831	皆増
企業債		780,900,000	—	780,900,000	皆増
企業債		780,900,000	—	780,900,000	皆増
他会計負担金		150,829,146	—	150,829,146	皆増
他会計負担金		150,829,146	—	150,829,146	皆増
補助金		470,700,000	—	470,700,000	皆増
補助金		470,700,000	—	470,700,000	皆増
受益者負担金及び分担金		26,077,685	—	26,077,685	皆増
受益者負担金及び分担金		26,077,685	—	26,077,685	皆増
農業集落排水事業資本的収入		15,050,000	—	15,050,000	皆増
他会計補助金		15,000,000	—	15,000,000	皆増
他会計補助金		15,000,000	—	15,000,000	皆増
受益者負担金及び分担金		50,000	—	50,000	皆増
受益者負担金及び分担金		50,000	—	50,000	皆増
資本的収入		1,443,556,831	—	1,443,556,831	皆増

(注) 端数処理のため、各項目の内訳の計と合計が合わない場合がある。

⑤ 資本的支出比較

税抜き(単位:円・%)

科目	年度	令和元年度	平成30年度	対前年度増減比率	
				増減	増減比率
公共下水道事業資本的支出		2,057,256,151	—	2,057,256,151	皆増
建設改良費		874,190,037	—	874,190,037	皆増
管渠整備事業費		112,683,568	—	112,683,568	皆増
処理場改築事業費		758,239,419	—	758,239,419	皆増
営業設備費		3,267,050	—	3,267,050	皆増
企業債償還金		1,183,066,114	—	1,183,066,114	皆増
企業債償還金		1,183,066,114	—	1,183,066,114	皆増
農業集落排水事業資本的支出		20,010,994	—	20,010,994	皆増
企業債償還金		20,010,994	—	20,010,994	皆増
企業債償還金		20,010,994	—	20,010,994	皆増
資本的支出		2,077,267,145	—	2,077,267,145	皆増

(注) 端数処理のため、各項目の内訳の計と合計が合わない場合がある。

⑥ 費用別汚水処理単価(下水道)構成表

項目	令和元年度			平成30年度			増 減		対前年度 増減比率
	金額	構成比	汚水処理 単価	金額	構成比	汚水処理 単価	金額	汚水処理 単価	
1 職員給与費	138,461	6.3	9.52	—	—	—	138,461	9.52	皆増
2 支払利息	271,361	12.4	18.67	—	—	—	271,361	18.67	皆増
3 減価償却費	1,180,710	54.1	81.26	—	—	—	1,180,710	81.26	皆増
4 動力費	66,750	3.1	4.60	—	—	—	66,750	4.60	皆増
5 修繕費	66,597	3.1	4.58	—	—	—	66,597	4.58	皆増
6 薬品費	13,792	0.6	0.95	—	—	—	13,792	0.95	皆増
7 委託料	238,743	10.9	16.44	—	—	—	238,743	16.44	皆増
8 その他	206,571	9.5	14.21	—	—	—	206,571	14.21	皆増
合 計	2,182,985	100.0	150.23	—	—	—	2,182,985	150.23	皆増

(注)・費用＝汚水処理費

- ・汚水処理単価＝(費用の各項目÷年間総有収水量7,480,908m³ R元年度)
- ・職員給与費から児童手当を除く。
- ・減価償却費から長期前受金戻入額を除く。
- ・端数処理のため、各項目の内訳の計と合計が合わない場合がある。

(4) 費用構成

① 費用節別比較表

税抜き(単位:円・%)

節	区分	金額		構成比率		増減 (A-B)	対前年度 増減比率
		令和元年度(A)	平成30年度(B)	元年度	30年度		
1	給料	62,005,500	—	2.8	—	62,005,500	皆増
2	手当	27,197,641	—	1.2	—	27,197,641	皆増
3	賞与引当金繰入額	9,925,431	—	0.4	—	9,925,431	皆増
4	退職給付引当金繰入額	18,312,200	—	0.8	—	18,312,200	皆増
5	賃金	1,689,167	—	0.1	—	1,689,167	皆増
6	報酬	0	—	0.0	—	0	皆増
7	法定福利費	19,331,288	—	0.9	—	19,331,288	皆増
8	厚生費	14,580	—	0.0	—	14,580	皆増
9	旅費	124,911	—	0.0	—	124,911	皆増
10	食糧費	12,381	—	0.0	—	12,381	皆増
11	報償費	18,330	—	0.0	—	18,330	皆増
12	公課費	32,200	—	0.0	—	32,200	皆増
13	備消耗品費	9,230,072	—	0.4	—	9,230,072	皆増
14	材料費	293,800	—	0.0	—	293,800	皆増
15	被服費	57,820	—	0.0	—	57,820	皆増
16	光熱水費	1,077,213	—	0.0	—	1,077,213	皆増
17	動力費	68,935,084	—	3.1	—	68,935,084	皆増
18	薬品費	13,797,865	—	0.6	—	13,797,865	皆増
19	広告料	0	—	0.0	—	0	皆増
20	交際費	0	—	0.0	—	0	皆増
21	燃料費	2,478,080	—	0.1	—	2,478,080	皆増
22	印刷製本費	284,779	—	0.0	—	284,779	皆増
23	修繕費	67,376,784	—	3.0	—	67,376,784	皆増
24	通信運搬費	1,285,677	—	0.1	—	1,285,677	皆増
25	手数料	366,271	—	0.0	—	366,271	皆増
26	委託料	242,363,597	—	10.9	—	242,363,597	皆増
27	賃借料	434,289	—	0.0	—	434,289	皆増
28	路面復旧費	0	—	0.0	—	0	皆増
29	補償費	999,900	—	0.0	—	999,900	皆増
30	負担金	73,047,959	—	3.3	—	73,047,959	皆増
31	保険料	678,728	—	0.0	—	678,728	皆増
32	補助交付金	29,156,880	—	1.3	—	29,156,880	皆増
33	貸倒引当金繰入額	331,179	—	0.0	—	331,179	皆増
34	減価償却費	1,205,252,859	—	54.3	—	1,205,252,859	皆増
35	資産減耗費	20,120,201	—	0.9	—	20,120,201	皆増
36	その他営業費用	135,292	—	0.0	—	135,292	皆増
37	支払利息	275,098,032	—	12.4	—	275,098,032	皆増
38	その他営業外費用	57,790,944	—	2.6	—	57,790,944	皆増
39	固定資産売却損	0	—	0.0	—	0	皆増
40	過年度損益修正損	0	—	0.0	—	0	皆増
41	その他特別損失	10,142,673	—	0.5	—	10,142,673	皆増
	合計	2,219,399,607	—	100.0	—	2,219,399,607	皆増

(注)端数処理のため、各項目の内訳の計と合計が合わない場合がある。

(5) 貸借対照表

① 資産比較

(単位:円・%)

科目	年度	令和元年度(期末)		令和元年度(期首)		増減	対期首 増減比率
		金額	構成比	金額	構成比		
固定資産		35,841,814,294	99.7	36,182,709,237	98.8	△ 340,894,943	△ 0.9
有形固定資産		35,841,814,294	99.7	36,182,709,237	98.8	△ 340,894,943	△ 0.9
流動資産		93,582,316	0.3	449,741,338	1.2	△ 356,159,022	△ 79.2
現金預金		60,121,760	0.2	322,495,062	0.9	△ 262,373,302	△ 81.4
未収金		33,791,735	0.1	127,246,276	0.3	△ 93,454,541	△ 73.4
貸倒引当金		△ 331,179	0.0	0	0.0	△ 331,179	—
資産合計		35,935,396,610	100.0	36,632,450,575	100.0	△ 697,053,965	△ 80.1

(注)端数処理のため、各項目の内訳の計と合計が合わない場合がある。

② 負債比較

(単位:円・%)

科目	年度	令和元年度(期末)		令和元年度(期首)		増減	対前年度 増減比率
		金額	構成比	金額	構成比		
固定負債		14,668,706,572	40.8	15,088,181,977	41.2	△ 419,475,405	△ 2.8
企業債		14,654,435,972	40.8	15,088,181,977	41.2	△ 433,746,005	△ 2.9
引当金		14,270,600	0.0	0	0.0	14,270,600	—
流動負債		1,270,887,960	3.5	1,648,684,691	4.5	△ 377,796,731	△ 22.9
企業債		1,214,646,005	3.4	1,203,077,108	3.3	11,568,897	1.0
未払金		45,317,575	0.1	445,607,583	1.2	△ 400,290,008	△ 89.8
前受金		72,297	0.0	0	0.0	72,297	—
引当金		10,852,083	0.0	0	0.0	10,852,083	—
繰延収益		14,936,612,351	41.6	14,801,625,566	40.4	134,986,785	0.9
長期前受金		15,465,223,602	43.0	14,801,625,566	40.4	663,598,036	4.5
長期前受金収益化累計額		△ 528,611,251	△ 1.5	0	0.0	△ 528,611,251	—
負債合計		30,876,206,883	85.9	31,538,492,234	86.1	△ 662,285,351	△ 24.8

(注)端数処理のため、各項目の内訳の計と合計が合わない場合がある。

③ 資本比較

(単位:円・%)

科目	年度	令和元年度(期末)		令和元年度(期首)		増減	対前年度 増減比率
		金額	構成比	金額	構成比		
資本金		4,538,804,331	12.6	4,538,804,331	12.4	0	0.0
剰余金		520,385,396	1.4	555,154,010	1.5	△ 34,768,614	△ 6.3
資本剰余金		555,154,010	1.5	555,154,010	1.5	0	0.0
欠損金/利益剰余金		△ 34,768,614	△ 0.1	0	0.0	△ 34,768,614	—
資本合計		5,059,189,727	14.1	5,093,958,341	13.9	△ 34,768,614	△ 6.3
負債資本合計		35,935,396,610	100.0	36,632,450,575	100.0	△ 697,053,965	△ 31

(注)端数処理のため、各項目の内訳の計と合計が合わない場合がある。

(6) 経営分析表

区分	分析項目	算式	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	説明
構成比率	固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}} \times 100$	99.7%	—%	—%	—%	—%	総資産のうち固定資産の占める割合を表す。比率の小さいほうがよい。
	自己資本構成比率	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$ *自己資本=資本金+剰余金+評価差額等+繰延収益 *総資本=負債+資本合計	55.6%	—%	—%	—%	—%	総資本のうち自己資本の占める割合を表す。数値が大きいほどよい。
財務比率	固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$	179.2%	—%	—%	—%	—%	自己資本のうち固定資産の占める割合を表す。一般的に100%以下が望ましい。公営企業では設備取得を企業債に依存するので、比率は大となる。
	固定資産対長期資本比率(長期適合率)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本合計}+\text{固定負債}+\text{繰延収益}} \times 100$	103.4%	—%	—%	—%	—%	固定資産が資本金と固定負債の範囲内か否かをみる。100%以下が望ましい。
	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	7.4%	—%	—%	—%	—%	1年以内に現金化できる資産と1年以内に支払わなければならない負債との対比で支払能力を判定する。200%以上がよい。
	当座比率	$\frac{\text{現金預金}+(\text{未収金}-\text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$	7.4%	—%	—%	—%	—%	現金、預金及び容易に現金化しうる未収金などの当座資産と流動負債との対比で支払能力をみる。100%以上が望ましい。
回転率	固定資産回転率	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\text{平均固定資産}}$	0.03回	—回	—回	—回	—回	営業収益と設備に投下された資本との関係で、固定資産の利用度をみる。数値が大きいほどよい。
収益率	総資本利益率	$\frac{\text{当年度純利益}}{\text{平均総資本}} \times 100$	△0.1%	—%	—%	—%	—%	企業に投下された資本によってどれだけの利益が得られたかを表す。比率が高いほどよい。
	自己資本利益率	$\frac{\text{当年度純利益}}{\text{平均自己資本}} \times 100$	△0.2%	—%	—%	—%	—%	自己資本によってもたらされた利益の比率を表す。比率が高いほど経営成績がよい。
	総収益対総費用比率	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$	98.4%	—%	—%	—%	—%	収益と費用の相対的な関連性を示す。数値が高いほどよい。
	営業収益対営業費用比率(営業収支比率)	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\text{営業費用}-\text{受託工事費用}} \times 100$	61.5%	—%	—%	—%	—%	営業収益とそれに要した営業費用を対比し、業務活動の能率を表す。数値が高いほどよい。
その他	有収率(公共下水道)	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総処理水量}} \times 100$	86.1%	91.3%	87.6%	90.0%	91.2%	処理場に流入した汚水のうち、使用者から料金として徴収される水量の割合。数値が高いほどよい。
	有収率(農集排)	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総処理水量}} \times 100$	99.0%	99.2%	97.3%	97.8%	100.0%	
	施設利用率(公共下水道)	$\frac{\text{一日平均処理水量}}{\text{一日処理能力}} \times 100$	66.1%	64.6%	66.5%	58.6%	58.9%	施設の利用状況の良否をみる。100%に近いほど有効に使用されている。
	施設利用率(農集排)	$\frac{\text{一日平均処理水量}}{\text{一日処理能力}} \times 100$	29.9%	34.0%	34.7%	35.1%	33.8%	
	最大稼働率(公共下水道)	$\frac{\text{一日最大処理水量}}{\text{一日処理能力}} \times 100$	79.9%	74.3%	81.0%	72.1%	73.1%	配水能力に対する最大の割合で、施設の利用の適切性をみる。
	最大稼働率(農集排)	$\frac{\text{一日最大処理水量}}{\text{一日処理能力}} \times 100$	49.8%	44.8%	42.3%	40.9%	49.1%	
	負荷率(公共下水道)	$\frac{\text{一日平均処理水量}}{\text{一日最大処理水量}} \times 100$	82.7%	87.0%	82.0%	81.2%	80.4%	最大に対する平均の割合で、施設の利用度を示す。数値が大きいほどよい。
負荷率(農集排)	$\frac{\text{一日平均処理水量}}{\text{一日最大処理水量}} \times 100$	60.0%	75.9%	81.9%	85.8%	68.9%		

10. 浄化槽設置整備事業の沿革

- 昭和63年度 合併処理浄化槽設置整備事業を開始(特定財源:国庫補助金)
補助対象区域:米沢都市計画下水道区域を除く区域
- 平成2年度 特定財源:県補助金加わる
- 平成3年度 生活排水対策重点地域指定
- 平成8年度 補助対象区域:米沢都市計画下水道区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域
- 平成13年度 浄化槽法改正により単独処理浄化槽の新設禁止
- 平成18年度 補助対象区域:米沢都市計画下水道区域、米沢市下水道事業認可区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域
特定財源:汚水交付金。県補助金は廃止
- 平成23年度 補助対象区域:米沢市公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域
特定財源:循環交付金
- 平成24年度 合併処理浄化槽設置整備事業を環境生活課から下水道課に移管
浄化槽水環境保全推進事業を開始(特定財源:県補助金)
補助対象区域:米沢市公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域
補助対象:新たに地域集会施設を加える
- 平成27年度 補助対象区域:米沢市公共下水道事業計画区域の内、市長が特に必要と認める区域加わる
浄化槽水環境保全推進事業を廃止
- 平成28年度 浄化槽整備促進事業を開始(特定財源:県補助金)
補助対象区域:米沢市公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域
- 令和元年度 合併処理浄化槽設置整備事業を下水道課から業務課へ移管
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換工事を対象に配管工事分の補助を開始(特定財源:循環交付金)
補助対象区域の拡大(米沢市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金):米沢市公共下水道事業計画区域の内、当分の間(7年以上)、下水道整備の見込みのない地域

補助状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合併処理浄化槽設置整備事業					
交付実績(円)	25,200,000	28,350,000	21,000,000	24,150,000	25,500,000
件数	72	81	60	69	66
浄化槽整備促進事業(平成27年度までは浄化槽水環境保全推進事業)					
交付実績(円)	7,180,000	3,403,000	3,269,000	2,520,000	2,761,000
件数	44	23	20	17	17

合併処理浄化槽設置整備事業費補助金額(上限)の推移

(単位:円)

年度	5人槽	6・7人槽	8・10人槽
～平成9年度	330,000	480,000	830,000
平成10年度～17年度	375,000	438,000	555,000
平成18年度～22年度	330,000		
平成23年度～	350,000		

浄化槽整備促進事業費補助金額(上限)

(単位:円)

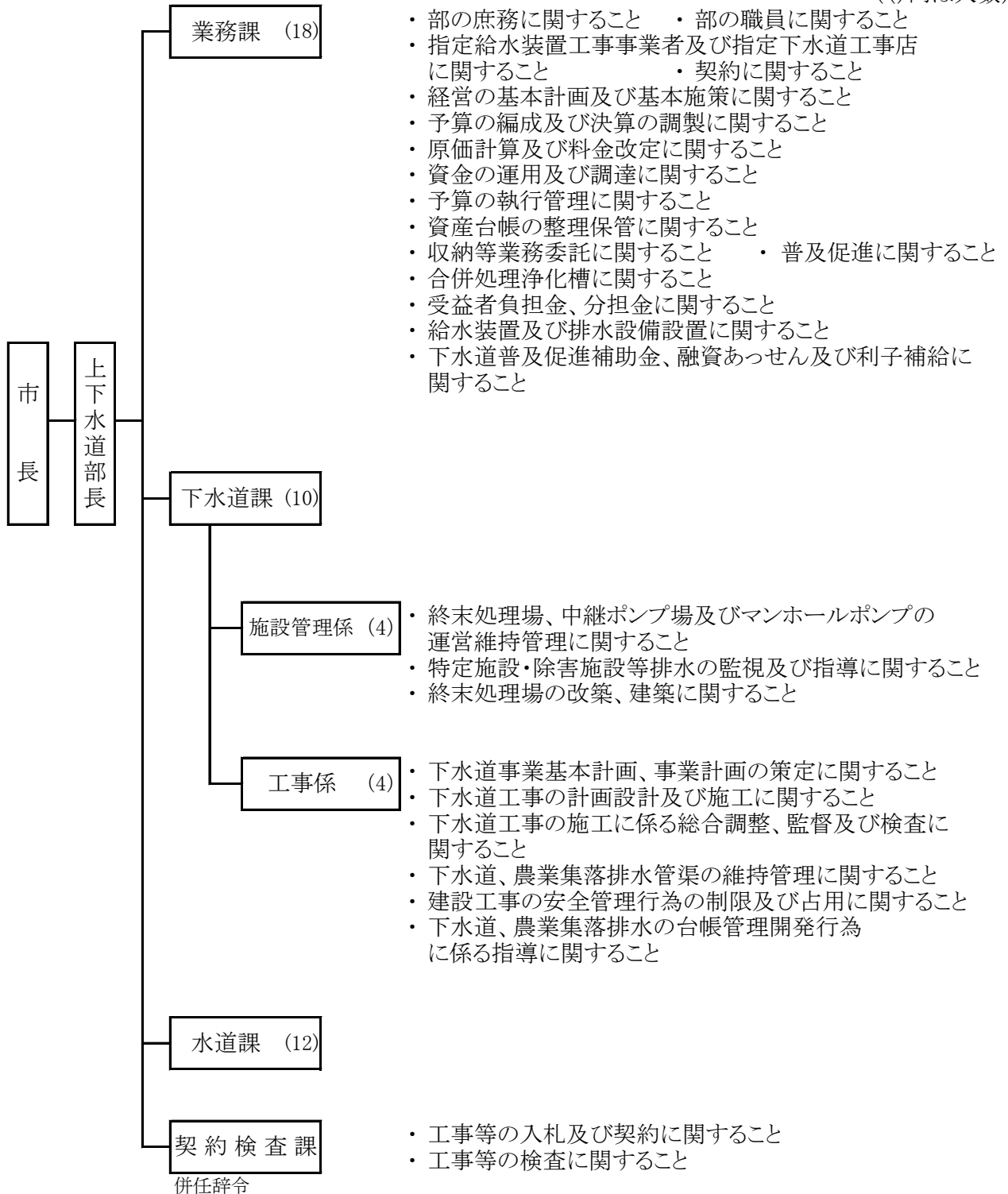
年度	5人槽	6人槽以上
平成28年度～	160,000	200,000

※平成24～27年度に実施した浄化槽水環境保全推進事業も同じ。

11. 上下水道部組織と各系の業務内容

(1) 組織図、職員配置状況及び各系の業務内容(令和2年4月1日現在)

()内は人数



令和2年度 **米沢市の下水道**

令和2年11月

米沢市上下水道部

業務課・下水道課

〒992-0012 米沢市金池5丁目1番23号

T E L 0238-22-4511 F A X 0238-23-6177